



鶴見区自治連合会 4 月定例会 次第

日 時 令和 3 年 4 月 19 日 (月)

午後 1 時 30 分

会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会会長

石川 建治

鶴見区長

森 健 二

3 定例会出席者の交代（敬称略）

■自治連合会の交代

- ・市場地区第二自治連合会

新会長 中村 利之（前会長 武藤 茂喜）

- ・潮見橋地区連合会

新会長 岡田 和雄（前会長 谷山 清治）

- ・小野町地区自治連合会

新会長 小林 政晴（前会長 佐藤 信男）

■各種機関・団体関係

- ・鶴見警察署署長

鈴木 雅己

- ・鶴見区自治連合会婦人部部長

名須川 千賀子

- ・鶴見消防署予防係長

向井 克志

■区役所・市役所各局の交代

- ・鶴見区福祉保健センター長

市川 裕章

- ・鶴見土木事務所長

相場 崇

- ・鶴見区区政推進課長

末吉 和弘

- ・鶴見区福祉保健課長

金子 利恵

- ・水道局鶴見水道事務所長

山田 和弘

（所要のため欠席）

- ・鶴見区地域振興課地域振興係長

井上 響

4 横浜市町内会連合会 4 月定例会結果報告

5 鶴見区自治連合会関係議題

裏面あり

6 鶴見区自治連合会定例会の日程について

(1) 日 程

5 月定例会 令和 3 年 5 月 19 日（水）午後 1 時 30 分から

6 月定例会 令和 3 年 6 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から

(2) 場 所

鶴見区役所 6 階 8 号会議室

7 閉 会

新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、今後の日程等も変更になる場合がありますが、御了承ください。

鶴見区自治連合会定例会出席者名簿

(敬称略)

【連長】

令和3年4月19日現在

NO.	団 体 名	氏 名	
1	鶴見区自治連合会 会長	石川 建治	生麦第一地区連合会
2	" 副会長	土田 和男	法人下末吉連合会
3	" 副会長	渡邊 武	上末吉地区自治連合会
4	" 副会長	宮野 昌夫	寺尾第二地区連合会
	" 会計		※今後決定します。
5	" 会計	村上 英一	鶴見中央地区自治連合会
	" 監事		※今後決定します。
6	" 監事	中村 壽晴	潮田西部地区自治連合会
	" 総務部長	中村 壽晴【兼務】	潮田西部地区自治連合会
7	" 防犯部長	福土 昌義	潮田東部地区自治会連合会
8	" 交通部長	木佐美 信行	豊岡地区連合会
9	" 防災部長	山内 秀行	潮田中央地区連合会
10	" 福祉保健部長	杉浦 節子	生麦第二地区連合会
11	" 環境部長	小塚 邦夫	駒岡地区連合会
12	"	新田 弘子	寺尾地区自治連合会
13	"	森田 洋司	市場地区自治会連合会
14	"	渡邊 浩	矢向地区連合町内会
15		中村 利之	市場地区第二自治連合会
16	"	岡田 和雄	潮見橋地区連合会
17	"	小林 政晴	小野町地区連合会

【各種機関・団体関係】

18	鶴見区自治連合会婦人部 部長	名須川 千賀子	上末吉地区
19	鶴見区商店街連合会 会長	小高 信一	
20	鶴見区社会福祉協議会 会長	渡邊 武	出席:事務局長 鍋木 克芳
21	鶴見消防団 団長	香取 正彦	
22	鶴見区青少年指導員協議会 会長	兼子 彰	
23	鶴見区スポーツ推進委員連絡協議会 会長	門脇 正司	
24	鶴見区消費生活推進員の会 会長	松尾 順子	
25	鶴見区民生委員児童委員協議会 会長	小林 政晴	※小野町地区連合会会長
26	鶴見交通安全協会 会長	大野 慶太	
27	(社)神奈川県宅地建物取引業協会 横浜鶴見支部長	横溝 徹	
28	鶴見消防署 署長	下枝 昌司	区災害対策担当部長兼務
29	" 予防係長	向井 克志	
30	鶴見警察署 署長	鈴木 雅己	
31	" 生活安全課長	岩本 賢二	
32	" 交通課長	小池 晶	
33	自衛隊神奈川地方協力本部 横浜出張所長	林 昇輝	
34	鶴見税務署 署長	三上 常夫	
35	日本郵便(株)鶴見郵便局 鶴見郵便局長	矢川 直樹	
36	国土交通省京浜河川事務所 鶴見出張所長	笠原 祥一	
37	東日本旅客鉄道(株) 鶴見駅長	伊藤 勝信	
38	東京電力パワーグリッド(株)鶴見支社 支社長	河原 章夫	
39	京浜急行電鉄(株)京急鶴見駅 駅長	笹川 裕剛	
40	(公社)鶴見法人会 会長	大島 正之	出席:事務局長 伊藤 悦子
41	鶴見工業会 会長	寺嶋 之朗	
42	中学校長会 理事	枝迫 大成	矢向中学校校長
43	小学校長会 会長	成田 玲子	豊岡小学校校長

【区役所関係】

44	鶴見区長	森 健二	
45	鶴見区副区長	松本 智	
46	鶴見区福祉保健センター長	市川 裕章	
47	鶴見区福祉保健センター担当部長	今仁 知宏	
48	鶴見土木事務所長	相場 崇	
49	鶴見区総務課長	柏木 利明	
50	" 区政推進課長	末吉 和弘	区地域力推進担当課長兼務
51	" 福祉保健課長	金子 利恵	
52	資源循環局鶴見事務所長	露木 昇	区資源化推進担当課長兼務
53	水道局鶴見水道事務所長	山田 和弘	
54	鶴見区地域振興課長	岩田 聡	鶴見区自治連合会事務局長
55	" 地域振興課地域振興係長	井上 響	鶴見区自治連合会事務局次長
56	" 地域振興課地域振興係	山口 由起子	鶴見区自治連合会事務局担当

※1 ☆は代表者の変更があった団体

※2 網掛けの団体は欠席

・ ・ ・ 横浜市町内会連合会 4 月定例会結果報告 ・ ・ ・

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

◎説明者 健康福祉局 松崎 健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 資料No. 1

2. 横浜市長選挙について

◎説明者 鶴見区役所 柏木 総務課長 資料No. 2

3. 横浜 I R（統合型リゾート）について

◎説明者 鶴見区役所 末吉 区政推進課長 資料No. 3

4. 令和 2 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

◎説明者 鶴見区役所 露木 資源化推進担当課長 資料No. 4

5. 自治会町内会館整備について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長 資料No. 5

6. 自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書の送付について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長 資料No. 6

・ ・ ・ 鶴見区自治連合会関係議題 ・ ・ ・

1. 「鶴見クリーンキャンペーン 2021」の実施について

◎説明者 鶴見区役所 露木 地域振興課資源化推進担当課長 資料No. 7

2. 「令和 3 年度九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」について

◎説明者 鶴見区役所 岩田 地域振興課長 資料No. 8

3. 資料提供

鶴見区内災害救急発生状況他	・・・・・・・・・・	鶴見消防署
鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況	・・・・・・・・・・	鶴見警察署

裏面あり

鶴見区自治連合会として参加した主な行事

3月1日～3月31日

3月24日 鶴見区中距離電車停車要望活動

3月29日 鶴見警察署庁舎建替え要望（県警本部）

3月30日 鶴見警察署庁舎建替え要望（鶴見警察署）

新型コロナウイルスワクチンの接種の状況について

4 月から開始を予定しているワクチン接種について、現時点の状況及び今後の見通しについて、情報提供いたします。

1 個別通知の発送について

個別通知発送時期	対象者	市内対象者数
4 月下旬 ※発送は対象者ごとに 2 段階	80 歳以上	約 29 万人
	75～79 歳	約 19 万人
5 月中旬 ※発送は対象者ごとに 2 段階	70～74 歳	約 24 万人
	65～69 歳	約 20 万人

○個別通知には、以下の書類を同封します。

（接種券/予診票/ワクチン説明書/接種案内ちらし）

※視覚障害者への対応

封筒の点字印刷、接種案内チラシの音声読み上げの二次元コード及び切り欠き加工を行います。

※在住外国人への対応

接種案内チラシに多言語ウェブページの QR コードを掲載します。

2 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

電話番号	0120-045-070 ※予約用電話番号については、後日発表します。
F A X	050-3588-7191（※耳の不自由な方のお問合せ用 F A X 番号です）
受付時間	9 時から 19 時（土曜日、日曜日、祝・休日も実施）
対応言語	日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・スペイン語

3 高齢者接種について

（1）施設接種

4 月 12 日の週から、高齢者施設に入所している方を対象に介護老人保健施設（老健）及び特別養護老人ホーム（特養）で接種を開始します。

接種開始時期 （※1）	高齢者施設		
	計	老健	特養
4/12 の週	14 施設（約 2,700 人）	11 施設	3 施設
4/19 の週	17 施設（約 3,800 人）	11 施設	6 施設
4/26 の週	7 施設（約 1,600 人）	4 施設	3 施設
5 / 3 の週	1 施設（約 300 人）	—	1 施設
合計	39 施設（約 8,400 人）	26 施設	13 施設

※：1 回目接種の時期。2 回目は 3 週間後の予定

(2) 集団接種・個別接種

5月以降に開始する集団接種及び個別接種の準備状況は次のとおりです。集団接種及び個別接種の予約受付は、個別通知発送後から行う予定です。決まり次第あらためてご案内いたします。

ア 集団接種

5月17日の週からの接種開始に向けて、4月中旬までに各区の接種会場（別紙1）を設営し、各会場でシミュレーションを実施するなどの万全の準備を整えます。

イ 個別接種

市内約1,070の医療機関（病院約70、診療所約1,000：3月31日現在）で個別接種を実施予定です。5月中旬以降、ホームページ等で接種医療機関をご案内します。

接種手法/月		4月	5月	6月	7月
施設接種		4/12週～ 開始予定			
集団接種			5/17週～ 開始予定		
個別 接種	病 院 診療所			6月以降 開始予定	

4 ワクチン NEWS について

ワクチン接種に関する情報をタイムリーにお伝えするため、別添「ワクチン NEWS」を発行しています。

創刊号は、各自治会・町内会長あてお送りします。

次号以降は、地域ケアプラザ等、各公共施設等に配架し、広く市民の皆様に情報をお伝えしていきます。

お問合せ先	
【ワクチン接種全般について】 横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel 0120-045-070	【本資料について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当 Tel 045-671-4841 FAX 045-664-7296 MAIL kf-info-vaccine@city.yokohama.jp

■集団接種会場（各区の接種会場）

区	会場名	実施時間 (予定)	1日最大 接種回数 ※	区	会場名	実施時間 (予定)	1日最大 接種回数 ※
鶴見区	鶴見公会堂	10時から 16時まで	450回	金沢区	金沢地区 センター	10時から 16時まで	450回
神奈川 区	神奈川公会堂	10時から 16時まで	300回	港北区	港北公会堂	10時から 16時まで	450回
西区	西公会堂・ 西地区センター	10時から 16時まで	450回	緑区	緑公会堂	10時から 16時まで	450回
中区	技能文化 センター	10時から 16時まで	150回	青葉区	青葉公会堂・ 青葉スポーツ センター	13時から 16時まで	600回
	中スポーツ センター	10時から 16時まで	300回	都筑区	都筑公会堂	10時から 16時まで	450回
南区	南公会堂	10時から 16時まで	450回	戸塚区	戸塚スポーツ センター	10時から 16時まで	450回
港南区	港南スポーツ センター	10時から 16時まで	450回	栄区	栄スポーツ センター	10時から 16時まで	450回
保土ヶ谷 区	保土ヶ谷 スポーツセンター	10時から 16時まで	450回	泉区	泉公会堂	10時から 16時まで	450回
旭区	旭スポーツ センター	10時から 16時まで	450回	瀬谷区	瀬谷スポーツ センター	10時から 16時まで	450回
磯子区	磯子スポーツ センター	10時から 16時まで	450回	計 19 か所 8,100 回/日			

※ 1日最大接種回数は、レイアウト上の最大接種回数

ワクチン NEWS No.1

令和3年3月24日時点の情報をもとに作成しています。



『新型コロナウイルス・ワクチン NEWS』では、横浜市のワクチン接種についての情報をわかりやすく提供します。



個別通知(接種券)の送付について

横浜市では、新型コロナウイルスワクチン接種に向け、国の示す接種順位に従って対象となる方全員が市内各所でワクチンの接種を受けられるよう準備を進めています。

高齢者の方への個別通知(接種券)の発送は、4月下旬から年齢別に順次発送します。



対象者	80歳以上	75歳以上	70歳以上	65歳以上
送付時期	4月下旬 *発送は2段階		5月中旬 *発送は2段階	

接種券が届いたら

ワクチンの接種には事前に **予約** が必要です。
接種券は接種の予約、接種会場での受付で必要となるため、お手元に届いたらなくさないよう大切に保管してください。

* 予約システムは接種券送付までに開設予定です。

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお問い合わせは、
横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター まで

☎ 0120-045-070  **050-3588-7191**
(耳の不自由な方のお問合せ用 FAX です)

受付時間 9時から19時まで(土、日、祝日も実施)

8か国語に対応します(English、中文、한국、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語)

【新型コロナウイルスワクチンに便乗した詐欺にご注意ください！】

ワクチン接種は無料です。行政機関や病院などが、ワクチン接種のために金銭を求めることはありません。

教えて！

新型コロナウイルス ワクチンのこと！！



接種費用は
かりますか？

新型コロナウイルスワクチンの
予防接種は無料で受けられます。



私は予防接種を
受けることが
できますか？

現在国で承認されているワクチン
(ファイザー社製)については、
対象者の年齢が 16 歳以上の方と
されています。



ワクチン接種の
スケジュールは？

高齢者の接種は、5月17日の週より集団接種会場
での接種を開始し、6月上旬より医療機関での接種
を開始する予定です。
それ以外の方の接種も、国のスケジュールに
基づき順次開始します。



ワクチンは
何回接種すれば
いいの？

ファイザー社製ワクチンの場合、2回接種が必要と
なります。1回目の接種を受けてから3週間後の同
じ曜日に2回目を受けていただくことになっています。
3週間を超えた場合、できるだけ早く2回目の接種
を受ける必要があります。



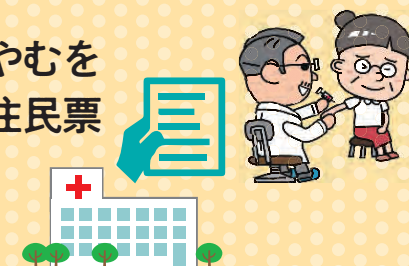
ワクチンは必ず
接種しなくては
ならないの？

市民の皆様には、接種を受けていただく
ことをおすすめしていますが、強制では
ありません。
接種には本人や保護者の同意が必要です。



横浜に住民登録
している親族が
市外の施設に入
所しています。
どこで接種を受
けられますか？

長期入院、入所している方等やむを
得ない事情による場合には、住民票
所在地外の場所でも接種を
受けることができます。



新型コロナウイルスワクチン接種の準備状況について

高齢者施設等に入所されている方以外の高齢者の方々に対するワクチン接種の開始に向けた準備状況をご案内します。

1 個別通知の発送について

(1) 発送スケジュール

高齢者施設等に入所されている方以外の高齢者の方々に対して、次の通りワクチン接種に係る個別通知を発送します。

個別通知発送日	対象者	市内対象者数
4月23日(金)	80歳以上	約29万人
4月30日(金)	75歳以上	約19万人
5月10日(月)	70歳以上	約24万人
5月14日(金)	65歳以上	約21万人

※発送から市民の皆様のお手元に届くまで数日程度要する見込みです。
(連休期間は、1週間程度要する場合があります。)

(2) 送付書類

個別通知には、次の書類を同封します。

①接種券 ②予診票 ③ワクチン説明書(効果、注意点等) ④接種案内チラシ

2 集団接種の予約について

(1) 予約開始日時

5月3日(月・祝) 午前9時

(2) 予約方法

横浜市専用の予約サイト(Web、スマートフォン)及び電話で予約ができます。

予約サイトの URL 及び予約センターの電話番号は、個別通知に同封の「接種案内チラシ」でご確認ください。

(3) 留意事項

国はすべての高齢者が接種できる量のワクチンを6月末までに各自治体に順次供給する見通しです。希望する方は必ずワクチンを接種できますので、慌てずにご予約ください。

裏面あり

3 集団接種・個別接種の準備状況について

(1) 集団接種

すべての会場の設営を4月15日(木)までに終え、その後各会場で接種開始に向けたシミュレーションを進めます。

5月17日(月)に青葉スポーツセンター(青葉区)で接種を開始し、19日(水)から市内19か所の会場で接種を開始します。

(2) 個別接種

市内約1,070の医療機関(病院約70、診療所約1,000:3月31日現在)で個別接種を実施予定です。接種開始は6月以降の予定です。

※市内接種医療機関の一覧及び予約方法は、5月中旬以降、横浜市ホームページ等でお知らせします。

4 5月の施設接種について

高齢者施設等での施設接種は、各施設の意向をふまえて、5月中に400~500施設を目途に接種を実施する予定です。

対象の高齢者施設
介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症高齢者グループホーム、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者住宅 等

5 広報について

広報よこはまやチラシ、ミニコミ誌など紙媒体を活用した発信のほか、電車内へのポスター掲示、SNSによる発信、外国人の方向けの多言語対応等、様々な媒体を通じて、予約方法や接種場所などワクチン接種に関する様々な情報をお届けしています。

お問合せ先
【1、2、5について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 鈴木 真実 Tel 045-671-4843
【3(1)について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 松崎 善夫 Tel 045-671-4893
【3(2)について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 曾我 直樹 Tel 045-671-4842
【4について】 健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 喜多 麻子 Tel 045-671-4847

医師の診断・説明を受け、接種の効果や副作用などについて理解した上で、接種を希望しますか。
 (☐ 接種を希望します。 ☐ 接種を希望しません)

この同意票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本同意票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日
 接種者又は
 保護者署名

(当署名する方、接種日当日が未成年者、未成年者又は未成年者保護者として署名する場合は、未成年者保護者として署名する方に署名を捺印し、未成年者保護者として署名する方に署名を捺印することになります)

ワクチン名・ロット番号	接種地	実施場所、医師名、接種年月日	接種履歴コード
			医師履歴コード
各枠に合わせて必ず下に 貼り付けてください		医師名	接種年月日 令和元()年4月1日～令和4()年4月1日 202 年 月 日

(※ 各接種履歴が正しいことを確認)

② ワクチン接種を受ける（無料）

＜当日の注意点＞

- ・ご自宅予診票のご記入をお願いします。（会場のご案内がスムーズです。）
- ・体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、「予約用の電話番号」へご連絡ください。
- ・会場には肩を出しやすい服装で越しください。

持参物
の
品目

・接種券（シールをはがさないでください）

- ※ ワクチン接種は、2回受ける必要があるため、お急ぎに2回目の接種等がたいしています。シールをはがすに、封筒ごとお持ちください。

・記入済みの予診票

・本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等）

ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の期間を空けて2回受ける必要があります。2回目の予約の方法については、今後、市ホームページ等で、お知らせいたします。

◎ 住民票が横浜市にある方が横浜市でワクチン接種を希望する場合

長期入院、長期入所している等のやむを得ない状況による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受ける場合があります。

- ・市外の医療機関・高齢者施設等に入院・入所している場合
 - ⇒ 医療機関や施設にご相談ください。
- ・基礎疾患のある方がかかりつけ医（市外の医療機関）の下で接種する場合
 - ⇒ 医療機関にご相談ください。
- ・上記以外でも、市外でワクチン接種を受けられる場合があります。
 - コナワクチン（下記参照）、または接種を希望する市町村の窓口等でご確認ください。

新型コロナウイルスワクチンに関する最新の情報は、
横浜市ホームページまたはお問い合わせコールセンター
にてご確認ください。

新型コロナウイルス ワクチン 横浜市

検索

接種施設案内サイト「コナワクチンナビ」
3月中旬公開予定（令和3年2月時点）

「コナワクチンナビ」サイトアドレス：https://v-s.mhlw.go.jp

ワクチン接種が行われる会場を探したいときに、厚生労働省の「コナワクチンナビ」が活用できるようになる予定です。

「コナワクチンナビ」
二次元コード

English

中文(簡体)

英語

やさしい日本語

Multilingual

※ ワクチン接種の実施は、
令和3年度予算の横浜市会
での成立が前提となります。

鶴 選 管 第 1 号
令和 3 年 4 月 19 日

各自治連合会長 様

鶴見区選挙管理委員会
委員長 木村 泰一郎

令和 3 年横浜市長選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦等について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、報道等で既に御存知かと思いますが、横浜市選挙管理委員会において、令和 3 年横浜市長選挙の投票日が 8 月 22 日に決定されました。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、当日投票所の投票管理者及び投票立会人について御推薦くださいますよう、お願いいたします。

また、第 1、第 22～44 投票所を御担当いただく自治連合会（別紙参照）におかれましては、期日前投票所の投票立会人の御推薦も併せてお願いいたします。

なお、今年の秋までには、衆議院議員総選挙が執行されます。お願い事が続いてしまい大変恐縮ですが、引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

1 選挙日程

（1）投票日等

投票日	令和 3 年 8 月 22 日（日）
告示日	令和 3 年 8 月 8 日（日）
投票時間	午前 7 時から午後 8 時まで

（2）期日前投票

投票所	鶴見区役所	鶴見中央コミュニティハウス
期間	8 月 9 日（月）から 8 月 21 日（土）まで	8 月 9 日（月）から 8 月 21 日（土）まで
投票時間	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで	午前 9 時 30 分から 午後 8 時まで

次項有

2 投票管理者及び投票立会人の御推薦にあたって

(1) 投票管理者について (各投票所 1 名)

選挙人の確認、投票箱の開票所への送致、投票所の秩序維持等を行います。

ア 従事日時

8 月 21 日 (土) (投票日前日)	午後 1 時から約 2 時間 (投票日前日の投票所設営) ※時間は標準時間です。施設の都合等により時間に 変更がある場合は御連絡します。
8 月 22 日 (日) (投票日当日)	午前 6 時 30 分から午後 8 時 30 分頃まで

イ 従事場所

別紙 (添付書類 1) のとおり

ウ 報酬 (日額、手取り)

13,000 円

注 1 選挙権を有することが要件となります。

注 2 選挙運動をすることは禁止されていますので、特定の政党や立候補予定者等に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

注 3 事前に鶴見区役所にて事務打合せ会がありますので御参加願います。
(後述)

(2) 投票立会人について (各投票所 2 名、期日前投票所 各日 2 名)

投票手続きの立ち会いや投票箱の送致・立ち会いなどを行います。

ア 従事日時

当日投票所 8 月 22 日 (日) (投票日当日)	午前 6 時 30 分から午後 8 時 15 分頃まで ※ 2 名のうち 1 名は投票箱を開票所に送致する際 の付添いをしていただきます。	
期日前投票所 8 月 9 日 (月) から 20 日 (金) まで	鶴見区役所 8 月 9 日 (月) から 20 日 (金) まで	鶴見中央 コミュニティハウス 8 月 9 日 (月) から 20 日 (金) まで
	午前 8 時から 午後 8 時 15 分頃まで	午前 9 時から 午後 8 時 15 分頃まで

イ 従事場所 (投票日当日について)

別紙 (添付書類 1) のとおり

ウ 報酬 (日額、手取り)

投票日当日 12,000 円 (1 人あたり)

次項有

期日前投票所 各日とも 11,000 円（1 人あたり）

注 1 投票日当日及び期日前投票所の投票立会人は、選挙権を有することが要件となります。

注 2 選挙運動をすることは禁止されていますので、特定の政党や立候補予定者等に関係がある方、後援会の役員等をされている方は避けてください。

注 3 投票立会人については事前の事務打合せ会等はありません。

3 投票管理者・事務主任・庶務主任事務打合せ会

投票事務の内容説明及び事務主任等との打合せ会を開催しますので、投票管理者となる方は、御参加いただきますよう、お願いいたします。

(1) 開催日時

7 月 29 日（木）

第 1～22 投票所 午前 10 時から午前 11 時まで（予定）

第 23～44 投票所 午後 2 時から午後 3 時まで（予定）

(2) 場所

鶴見区役所 6 階 8 号会議室

4 推薦書類の提出期限等

(1) 提出期限

5 月 28 日（金）

(2) 提出先

鶴見区選挙管理委員会（鶴見区役所 5 階 4 番窓口）

※同封の返信用封筒を御利用ください。

5 その他

(1) 当日投票所の民間従事者の推薦について

後日、当日投票所の投票管理者様へ民間従事者（高校生以上、パソコン操作者 2 名を含む）の推薦を別途依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(2) 選挙啓発ポスターの掲出及び班回覧

鶴見区地域振興課配送ルートとは別に、横浜市選挙管理委員会作成の啓発ポスター及び啓発チラシを横浜市選挙管理委員会から各自治会・町内会に直接配送いたします。可能な限り区域内の掲示板への掲出及びチラシの班回覧について御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(3) 「鶴見区明るい選挙推進協議会」の活動への協力

「鶴見区明るい選挙推進協議会」が街頭啓発を計画・実施するにあたり、協議会の推進員から相談がありましたら、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

6 添付書類

- (1) 投票管理者及び投票立会人の推薦を依頼する投票所及び期日前投票所
- (2) 地区連合・投票区番号対照表
- (3) 期日前投票所投票立会人担当表
- (4) 投票所及び投票区域一覧表
- (5) 推薦用紙 1 投票管理者及び投票立会人の推薦について（回答）
- (6) 推薦用紙 2 期日前投票所投票立会人の推薦について（回答）
- (7) 返信用封筒

鶴見区選挙管理委員会

担当 山田・松澤

電 話 5 1 0 - 1 6 6 0

F A X 5 1 0 - 1 8 8 9

※自治連合会長あてには、個別に記載された別紙をお渡しします。

令和3年横浜市長選挙における
投票管理者及び投票立会人の推薦を依頼する投票所及び期日前投票所

自治会連合会 分

1 第 投票所 ()

2 第 投票所 ()

3 第 投票所 ()

4 期日前投票所 区役所/鶴見中央コミュニティハウス 月 日()

5 期日前投票所 区役所/鶴見中央コミュニティハウス 月 日()

※ 当日投票所には、投票管理者 1名・投票立会人 2名、

期日前投票所には、投票立会人 2名

の推薦をお願いいたします。

令和3年横浜市長選挙 地区連合・投票区番号対照表

地 区 連 合	投 票 区 番 号
矢 向	1 , 2 , 3
市 場	7 , 8 , 10
市 場 第 2	5 , 6
鶴 見 中 央	9 , 43
潮 田 中 央	—
潮 田 東 部	11 , 12 , 13
潮 見 橋	16
潮 田 西 部	14
小 野 町	15
生 麦 第 1	39 , 40 , 41 , 42
生 麦 第 2	32 , 34 , 37 , 38
豊 岡	17 , 18 , 19
寺 尾	27 , 30 , 31 , 35 , 36
寺 尾 第 2	28 , 29 , 33
駒 岡	26 , 44
上 末 吉	23 , 24 , 25
下 末 吉	20 , 21 , 22
江ヶ崎町内会	4
計 17 地区連合	計 44 投票区

無印…当日投票所のみ

…当日投票所＋期日前投票所（鶴見区役所）

…当日投票所＋期日前投票所（鶴見中央コミュニティハウス）

令和3年横浜市長選挙
期日前投票所投票立会人 担当表

添付資料3

鶴見区役所

(従事時間 午前8時～午後8時15分ごろ)

投票日から数えて	担当日	投票立会人(2人)
13日前	8月9日(月)	下末吉地区自治連合会
12日前	8月10日(火)	上末吉地区自治連合会
11日前	8月11日(水)	上末吉地区自治連合会
10日前	8月12日(木)	上末吉地区自治連合会
9日前	8月13日(金)	駒岡地区連合会
8日前	8月14日(土)	寺尾地区自治連合会
7日前	8月15日(日)	寺尾第二地区連合会
6日前	8月16日(月)	寺尾第二地区連合会
5日前	8月17日(火)	寺尾地区自治連合会
4日前	8月18日(水)	寺尾地区自治連合会
3日前	8月19日(木)	生麦第二地区連合会
2日前	8月20日(金)	寺尾第二地区連合会
前日	8月21日(土)	

鶴見中央コミュニティハウス

(従事時間 午前9時～午後8時15分ごろ)

投票日から数えて	担当日	投票立会人(2人)
13日前	8月9日(月)	生麦第二地区連合会
12日前	8月10日(火)	寺尾地区自治連合会
11日前	8月11日(水)	寺尾地区自治連合会
10日前	8月12日(木)	生麦第二地区連合会
9日前	8月13日(金)	生麦第二地区連合会
8日前	8月14日(土)	生麦第一地区連合会
7日前	8月15日(日)	生麦第一地区連合会
6日前	8月16日(月)	生麦第一地区連合会
5日前	8月17日(火)	生麦第一地区連合会
4日前	8月18日(水)	鶴見中央地区自治連合会
3日前	8月19日(木)	駒岡地区連合会
2日前	8月20日(金)	矢向地区連合町内会
前日	8月21日(土)	

予定

鶴見区 投票所及び投票区域一覧表

投票区	投票所	投票区域
1	矢向中学校	矢向一丁目
2	矢向小学校	矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目（24番～33番を除く）、矢向六丁目
3	矢向地区センター	矢向四丁目24番～33番、矢向五丁目
4	新鶴見小学校コミュニティハウス	江ヶ崎町
5	市場小学校	尻手一丁目（1番1号、1番15号～1番18号を除く）、尻手二丁目、尻手三丁目、元宮一丁目、元宮二丁目
6	鶴見市場地域ケアプラザ（ゆうづる）	市場上町、尻手一丁目1番1号、1番15号～1番18号
7	市場中学校	市場下町、市場東中町、市場西中町、市場大和町、市場富士見町、菅沢町
8	平安小学校	平安町（2丁目28番地、29番地を除く）、栄町通3丁目、栄町通4丁目
9	鶴見区役所	鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目（2番～15番、42番～44番を除く）
10	ヨコハマアイランドガーデン	平安町2丁目28番地、29番地
11	潮田小学校	向井町、潮田町1丁目69番地、潮田町2丁目、潮田町3丁目、栄町通1丁目、栄町通2丁目
12	入船小学校	潮田町4丁目、仲通2丁目、仲通3丁目、大東町、浜町、汐入町3丁目
13	寛政中学校コミュニティハウス	寛政町、安善町、扇島、朝日町
14	汐入小学校	下野谷町4丁目（135番地～166番地を除く）、本町通4丁目、汐入町1丁目、汐入町2丁目、弁天町、末広町2丁目、仲通1丁目
15	横浜サイエンスフロンティア高等学校	下野谷町4丁目135番～166番、小野町、末広町1丁目
16	下野谷小学校	本町通1丁目、本町通2丁目、本町通3丁目、下野谷町1丁目、下野谷町2丁目、下野谷町3丁目、潮田町1丁目（69番地を除く）
17	鶴見公会堂	豊岡町1番～9番、11番9号～11番11号、11番20号、11番22号、14番～17番、鶴見一丁目、鶴見二丁目、岸谷四丁目34番1号
18	豊岡第二・三町会館	豊岡町10番～13番（11番9号～11番11号、11番20号、11番22号を除く）、18番～40番、佃野町
19	豊岡小学校	寺谷一丁目（23番、24番を除く）、寺谷二丁目、諏訪坂1番～3番、7番～19番、21番、東寺尾中台16番～18番、35番～37番
20	下末吉小学校	下末吉一丁目、下末吉二丁目
21	県立鶴見高等学校	下末吉五丁目1番～16番、22番～28番、下末吉六丁目1番～15番、16番17号～16番33号、北寺尾二丁目5番～13番、北寺尾三丁目
22	末吉小学校	上末吉一丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目17番～21番、29番～32番、下末吉六丁目16番～25番（16番17号～16番33号を除く）、梶山一丁目27番～29番
23	末吉地区センター	上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目（12番、13番を除く）
24	上末吉小学校	上末吉五丁目、駒岡三丁目35番～39番、駒岡四丁目1番～20番、梶山二丁目31番1号～31番11号
25	市営梶山住宅集会所	梶山一丁目（27番～29番を除く）、梶山二丁目（3番40号～3番42号、31番を除く）、三ツ池公園、駒岡三丁目3番（3番37号～3番49号を除く）、4番1号～4番5号、上末吉四丁目12番、13番
26	駒岡小学校	駒岡二丁目、駒岡三丁目1番、2番、3番37号～3番49号、4番（4番1号～4番5号を除く）、5番～34番、梶山二丁目3番40号～3番42号、31番（31番1号～31番11号を除く）
27	獅子ヶ谷小学校	獅子ヶ谷一丁目5番～40番、43番16号～43番21号、52番、54番～59番、61番～63番（61番1号～61番3号を除く）、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目（30番38号～30番41号、32番を除く）、駒岡一丁目
28	上の宮中学校	上の宮一丁目、上の宮二丁目、北寺尾七丁目（1番～3番を除く）、獅子ヶ谷三丁目30番38号～30番41号、32番
29	馬場小学校	馬場一丁目、馬場二丁目、馬場六丁目1番～4番、9番、10番、馬場七丁目、北寺尾六丁目1番～18番、22番、23番、25番～28番、31番、北寺尾七丁目1番～3番
30	旭小学校	北寺尾四丁目19番～30番、北寺尾五丁目、北寺尾六丁目19番～21番、24番、29番、30番、32番、馬場五丁目1番～9番、馬場六丁目5番～8番、11番～25番、獅子ヶ谷一丁目1番～4番、41番～51番（43番16号～43番21号を除く）、53番、60番、61番1号～61番3号
31	寺尾地区センター	馬場四丁目30番～40番、馬場五丁目10番～22番、北寺尾一丁目6番（6番2号、6番4号、6番6号、6番37号～6番39号を除く）、9番～20番、北寺尾二丁目（5番～13番を除く）、北寺尾四丁目1番～18番
32	寺尾小学校	東寺尾二丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目1番～16番、馬場四丁目（30番～40番を除く）
33	東高等学校	東寺尾一丁目、馬場三丁目
34	横浜商科大学	東寺尾三丁目、東寺尾四丁目
35	寺尾地域ケアプラザ	寺谷一丁目23番、24番、諏訪坂4番～6番、20番、東寺尾北台、東寺尾中台12番～15番、19番～21番、東寺尾六丁目17番～41番、北寺尾一丁目1番～5番、6番2号、6番4号、6番6号、6番37号～6番39号、7番、8番
36	東台小学校	東寺尾東台、東寺尾中台1番～11番、22番～34番
37	岸谷公園集会所	岸谷三丁目、岸谷四丁目（34番を除く）
38	岸谷小学校	岸谷一丁目、岸谷二丁目
39	生麦地区センター	生麦一丁目1番、3番～12番、生麦三丁目1番～7番、生麦四丁目1番～9番
40	生麦小学校	生麦一丁目（1番、3番～12番を除く）、生麦二丁目、生麦三丁目（1番～7番を除く）、生麦四丁目（1番～9番を除く）、大黒町、大黒ふ頭
41	南仲町会館	生麦五丁目
42	鶴見中央コミュニティハウス	鶴見中央一丁目30番、31番、鶴見中央四丁目2番～15番、42番～44番、鶴見中央五丁目
43	鶴見中央地域ケアプラザ	鶴見中央一丁目（30番、31番を除く）、鶴見中央二丁目
44	駒岡地区センター	駒岡四丁目21番～41番、駒岡五丁目

連絡先 鶴見区選挙管理委員会 電話：045-510-1660

※自治連合会長あてには、投票所名が記載された別紙をお渡しします。

令和3年 月 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長 木村 泰一郎

連合町内会長 会長氏名

担当者氏名 担当者連絡先 ()

令和3年横浜市長選挙における投票管理者及び投票立会人の推薦について（回答）

令和3年横浜市長選挙における投票管理者及び投票立会人について、次のとおり推薦します。

第 投票区 投票所 ()

1 投票管理者

フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日	電話番号
			明・大・昭・平 ・ ・	— —

2 投票立会人

フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日	電話番号
			明・大・昭・平 ・ ・	— —
			明・大・昭・平 ・ ・	— —

※氏名及び住所は告示されますので、正確にご記入ください。

※投票管理者となる方は、投票日当日のほか、投票管理者・事務主任・庶務主任打合せ会（所要1時間程度）及び投票日前日の投票所設営作業（所要2時間程度）への参加もお願いします。

※推薦していただいた方には、後日、選任通知を郵送し、承諾書を返送していただく予定です。

※投票日当日、投票管理者には13,000円×2日間、投票立会人には12,000円×1日間の謝金（1人あたり、いずれも手取り金額）をお支払いしますので、認印を御持参ください。

※投票立会人は、投票日当日のみの従事となります。（事務打合せ会等はありません。）

※投票管理者及び投票立会人の食事の用意はありませんので、御注意ください。

回答期限

令和3年5月28日（金）

※自治連合会長あてには、日付及び期日前投票所が記載された別紙をお渡しします。

令和3年 月 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長 木村 泰一郎

連合町内会長 会長氏名

担当者氏名 担当者連絡先 (

令和3年横浜市長選挙における期日前投票所投票立会人の推薦について（回答）

令和3年横浜市長選挙の執行に伴う期日前投票所投票立会人について、次のとおり推薦します。

月 日()の区役所／鶴見中央コミュニティハウス期日前投票所

フリガナ 氏 名	性別	住 所	生年月日	電話番号
			明・大・昭・平 ・ ・	— —
			明・大・昭・平 ・ ・	— —

※氏名及び住所は告示されますので、正確にご記入ください。

※期日前投票所の投票管理者は、鶴見区役所の職員が務めますので、推薦は不要です。

※期日前投票所の投票立会人を対象とした事務打合せ会等はありません。

※推薦していただいた方には、後日、選任通知を郵送し、承諾書を返送していただく予定です。

※従事日当日、11,000円の謝金（1人あたり、手取り金額）をお支払しますので、認印を御持参ください。

※食事の用意はありませんので、御注意ください。

回答期限

令和3年5月28日（金）

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。
今月は、以下についてお知らせいたします。

1 横浜イノベーション I R 広報冊子について

横浜イノベーション I R の広報冊子を 4 月 1 日に発行しました。本冊子は 2020 年 3 月 27 日発行の日経マガジンスタイル「統合型リゾート（I R）特集号」を一部転載し、発行したものです。

横浜イノベーション I R に関する経済評論家の岸 博幸氏と平原副市長の特別対談や横浜国立大学大学院都市科学部長（当時）川添 裕氏、横浜青年会議所第 70 代理事長三村 悠三氏の取材記事を掲載しています。

そのほか、「横浜イノベーション I R が目指すこと」など、I R や横浜イノベーション I R に関する情報等も掲載しています。

この冊子は、自治会・町内会長の皆様にも、区連会配送ルートを利用しお届けします。
また、企業、関係団体への配布や市の P R ボックス等へ配架していきます。

資料

- ・横浜イノベーション I R 広報冊子

担当 都市整備局 I R 推進課

TEL 6 7 1－4 1 3 5

FAX 5 5 0－3 8 6 9

YOKOHAMA INNOVATION 横浜イノベーションIR

SPRING 2021

日本にIRがやってくる

IRについて知っておきたい8のこと

横浜イノベーションIR特別対談

経済評論家 岸 博幸氏

世界最高水準のIR

横浜イノベーションIRとは

本冊子は2020年3月27日発行、日経マガジンスไตล์
「統合型リゾート(IR)特集号」を一部転載し、横浜市が発行したものです

日本にIRが やってくる

長い議論を経て、いよいよ日本にやってくる統合型リゾート(IR)。早ければ2020年代後半にも、日本初のIRが誕生する見通しだ。IRは国際会議場やホテル、アミューズメント施設などが一体となり、国内外から人・モノ・投資を呼び込む一大観光拠点だ。海外では、すでに多くの国々がIR導入に舵を切り、観光客誘致や新たな雇用創出など、大きな成功を収めている。日本につくられるIRは、具体的にどのような施設になるのか。そして、どのように日本経済や地域の活性化に貢献するのか。世界も注目する日本型IRの「真のポテンシャル」を徹底解剖する。

IRが日本社会に 貢献できる7のこと

統合型リゾート(IR)は、これまでの日本には存在しなかった全く新しい産業と言える。そのため、IRがもたらす様々なメリットについては、未知数な部分も多い。日本にIRが誕生したら、日本社会や私たちの生活には具体的にどのような影響があるのだろうか。そのポジティブな効果について、7つのポイントにまとめた。

1 観光業の活性化で、 日本をさらなる観光立国へ

観光立国を目指す日本は、2020年の「経済財政運営と改革の基本方針」でポストコロナ時代においても2030年までに訪日外国人旅行者数 6000万人の達成を目標に掲げている。その実現には、国際会議やイベントの誘致によるビジネス客の獲得、主要都市だけでなく日本の各地域へのツーリズム推進が重要な鍵となる。国際会議場などのMICE施設を備えたIRは、こうした需要に応えることができる。また、日本ならではの特徴や独自性を持つIRは、日本各地の伝統文化を伝えるショーケースとなり、地方観光を喚起するゲートウェイとして機能すると見込まれている。

2 高い経済効果と税収増で 財政の改善に寄与

IRには、高い経済波及効果と税収の増加が期待されている。例えば、2010年にIRを導入したシンガポールでは、施設開発において約1兆円の民間投資が実現したほか、ギャンブルに係る税収も年間2000億円(競馬・くじ等への課税も含む)を超える規模となっている。日本では、IR事業者がゲーミング(カジノ)で得た収益の30%が納付金として国と自治体に収められる予定となっており、この税収増が財政の改善や負担軽減に大きく寄与するとされている。

3 雇用増加と多文化共生の 推進で活力ある社会へ

IRでは、正規雇用の従業員をはじめ、施設の建設やIR内の各施設における調達業務など様々なセクターで新たな雇用が生まれる。世界各地で事業を展開するIR企業は、地域人材に加え、多国籍人材の雇用にも積極的だ。そうならば、地域に暮らす在留外国人の増加も予想される。多様な背景を持つ人々が地域で活動する機会が増えれば、多文化共生への理解が進み、地域社会の活性化や新たなビジネス機会の創出につながると考えられる。

4 交通インフラや最先端の 環境整備が進む

グローバルなIR企業の多くは、地域社会への貢献の一環として、交通インフラや持続可能な環境の整備に力を入れている。例えば米国ボストンでは、IR事業者が周辺道路の渋滞対策として拡幅工事に6500万米ドル(約71億5000万円)を支出している。また、米国オクソン・ヒルでは天然ガスを活用した循環型熱電供給システム、雨水や循環水をリサイクルした公共施設の建設などがIR事業者によって行われている。日本のIR開発でも、民間の力を借りることでより効率的なインフラ整備が可能になるとされる。

5 文化、芸術、スポーツなど娯楽の 選択肢が増える

IRは劇場や美術館、アミューズメント施設などが一体となった複合型観光施設だ。そのため海外のIRでは、文化・芸術、スポーツなどのイベントや展示も多数開催されている。例えば米国ラスベガスのIRでは、ボクシングの世界タイトルマッチを積極的に開催しており、シンガポールや中国マカオでも国際的なアートイベントやマラソン大会の誘致に成功している。IRができれば、日本でも世界最高水準のプログラムを呼び込むことができ、選択肢が大きく広がると期待できる。

6 グローバル社会で活躍できる 人材の育成に貢献

IR企業の多くは、グローバルに活動するための課題解決や、施設を訪れるゲストの多種多様なニーズに応えるため、人材の開発や育成にも力を入れている。国や自治体、地域の教育機関などと共同で、優れた人材開発に取り組む事例も多い。こうしたプログラムを活用したり、語学研修の機会を継続的に提供することで、日本におけるグローバル人材の育成にも貢献できる。

7 女性が活躍しやすい 社会づくりの一助に

近年、女性活躍が叫ばれる日本社会。しかし、環境整備はなかなか進まず、日本の上場企業における女性役員比率も6.2%(出典:金融庁、2020年)にとどまる。一方、IR企業の多くは、様々な職種で女性を多数雇用。全従業員数の半数を女性が占める企業や、女性役員比率が4割を超える企業も少なくない。こうした企業の進出で、日本でも子育て世代の女性に対するサポートやフェアな評価制度などがさらに促進するかもしれない。

IRについて 知っておきたい 8のこと



「IR」とはintegrated resortの頭文字を取ったもので、日本では「統合型リゾート」と訳されている。日本への導入が迫るIRだが、その姿を正しく理解している人はまだ限られているのが現状だろう。IRとは、そもそもどのような施設なのか。いつ、どこにつくられるのか。IRが誕生すると、どんなメリットやデメリットがあるのか。IRをもっとよく知るために必要な基礎知識について紹介しよう。

1 IRはカジノではない

IRに関する最大の誤解が「IR＝カジノ」という考えだ。実のところ、カジノはIRに含まれる施設の一つにすぎない。2018年に成立した「特定複合観光施設区域整備法」（IR整備法）では、IRにおけるカジノの面積（ゲーミング区域）はIR全体の延べ床面積の最大で3%と定められている。つまり、IRの大部分は、ホテルやショッピングセンター、国際会議場、劇場などカジノ以外のエリア（ノンゲーミング区域）が占めているのだ（→p6参照）。まずは「IR＝カジノではない」という認識を持つことが重要だ。

2 IR導入で注目すべきは「MICE誘致」

MICEとは、Meeting（会議・セミナーなど）、Incentive tour（研修・招待旅行など）、Convention（国際会議・学会など）、Exhibition/Event（展示会・見本市など）の頭文字をつなげた造語。こうしたビジネスイベントは大規模な集客が見込めるため、世界各地でMICE誘致を見据えたIRが続々と誕生している。激化する国際誘致競争に打ち勝ち、日本がMICE開催地として存在感を高めていくには、大型MICE施設を含むIRが必要なのだ。

3 IRを可能にした「IR推進法」と「IR整備法」

従来、日本の法制度ではカジノが禁止されており、カジノ施設を含むIRはつくることができなかった。しかし2010年、超党派によるIR議連（国際観光産業振興議員連盟）が発足。2016年には、カジノを含むIR設置の目的や必要な手続きを示した「IR推進法」（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）が施行された。これを受け、IRの具体的な制度設計や運営方法を規定した「IR整備法」（特定複合観光施設区域整備法）が2018年に成立。こうしてIRを日本に導入するための下地がようやく整ったのだ。

IR整備法の主なポイント	
設置数	第一段階では全国で最大3カ所
入場料	日本人や在留外国人は24時間ごとに6000円
入場回数	週3回、月に10回まで
納付金	事業者はカジノ収益の30%を国・都道府県に納める
カジノ面積	IR施設全体の床面積の3%までに制限

4 IRはいつできる？ IR誕生までのプロセス

IR整備法の成立後のプロセスは、おおむね下表のとおりだ。2020年1月、政府はカジノ事業者を監督する「カジノ管理委員会」を発足。同年12月にはIR設置の認定基準などを盛り込んだ基本方針が策定、公表された。IR誘致を目指す自治体は、この基本方針をもとにIRの実施方針を策定し、IR事業者を公募・選定。事業者とともにIRの詳細な整備計画をつくり、2021年10月から2022年4月までに国へ申請する。国はそれぞれの整備計画を精査し、3カ所を選んで認定、IR開業を許可する。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、当初の開業目標よりは遅れるものの、早ければ2020年代後半にも日本初のIRが誕生する見込みだ。

日本型IR開業までのプロセス



5 日本型IRの経済効果は5兆円超えの可能性も

政府による具体的な数値は発表されていないが、複数のシンクタンク等の試算によると、日本型IRの経済効果は数兆円規模に及ぶとされている。例えば、みずほ総合研究所の調査（2014年）では、シンガポールと同規模のIRを東京地区に建設した場合、IR建設による経済効果は約8000億円、運営による経済波及効果は約2.9兆円と試算している。一方、大和総研もシンガポールを参考に、国内3カ所（北海道、横浜、大阪）にIRがつくられた場合の試算を発表（2016年）。IRの経済効果は、建設時で約5兆円、開業後は年間約2兆円に及ぶと見積もっている。いずれもGDP押し上げ効果が期待できる数値だ。

6 日本型IRは、地域を元気にする

日本型IRと海外の既存IRとの最大の違いは、日本型IRが“地域を元気にする”という使命を課せられている点だろう。IR整備法では、新設するIRに対して「日本の伝統、文化、芸術等を活用した観光の魅力増進施設」や「日本の地方に観光客を送り出す送客機能施設」の設置を義務付けている。日本ならではのコンテンツで外国人旅行者を魅了し、日本各地で多様な観光体験をしてもらうことで日本のファン、つまりリピーターを増やすのが狙いだ。このようにIRを中核とした観光分野のエコシステムが形成できれば、地域だけでなく日本全体に大きな経済的恩恵がもたらされるだろう。

7 IRは新たな経済圏と ビジネスチャンスを生み出す

大規模なIRの周辺には、多様な仕事生まれる。ディーラーや監視員などカジノ関連の職種だけでなく、ホテルや飲食店、ショッピングセンターなどIR内の施設で働くスタッフが多数必要になる。施設の清掃や保守メンテナンスを担う人材も欠かせない。これらは定年退職後の高齢者や女性たちの就労の受け皿にもなるだろう。また、IRに食品や原料、おしぼりやリネンなどの消費財、什器、装花に使う生花などを供給するベンダーの需要も高まる。それは地元の中小企業にとって、大きなビジネスチャンスになるはずだ。さらに、最新の決済システムやセキュリティシステムなどの導入に備え、IT企業と共同で研究開発を行う事例なども出てくるだろう。このようにIRは、幅広い分野に無数のビジネス機会を生み出す可能性を持っているのだ。

8 治安対策や依存症対策は どうなっている？

カジノを含むIRには、犯罪やマネー・ローンダリング（資金洗浄）、ギャンブル等依存症者の増加を懸念する声がいまだに根強い。そのため国は、厳格な規制でこれらの防止に努めている。まずIR整備法では、20歳未満の者や暴力団員等の入場を禁じるほか、マネー・ローンダリング対策として日本在住者と訪日客の両方を対象に、100万円超の現金とチップを交換した顧客情報の国への報告を義務付けた。ギャンブル等依存症対策としては、日本在住者に6000円の入場料を課すことや、入場を週3回、月10回までに制限することを盛り込んでいる。また、2019年4月には「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定され、広告宣伝のあり方からアクセス制限、相談・治療につなげる取り組みまで、自治体が関連機関と連携・協力しながら進めていくことが確認された。

日本型IRの成否は 「ノンゲーミング」の 取り組みで決まる

世界のIR業界では近年、ゲーミング(カジノ)収益に頼る旧来のビジネスモデルから、
ノンゲーミング(カジノ以外)重視の新しい方針へのシフトが注目されている。実際、IR先進都市とされる米国ラスベガスでは、
IR収益のおよそ3分の2をノンゲーミング部門が占めるともいわれる。日本型IRは、この新たな成功の方程式をどのように取り入れるべきなのか？
文化芸術振興の視点から日本型IRへ提言を行う文化政策研究者の太下義之氏が解説した。

IRの大部分を占める 「ノンゲーミング」

IRにおける「ノンゲーミング」とは、カジノに代表されるゲーミング要素を有する施設以外のものを指し、具体的には、ホテル、国際会議場・展示場、飲食店、エンターテインメント施設等で行われる事業を指す。2019年3月に閣議決定された「特定複合観光施設区域整備法施行令」では、IRに整備すべき「特定複合観光施設」について、第三条で「我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設」が列挙されている。



マリーナベイ・サンズが所有・運営する博物館「アートサイエンスミュージアム」。「未来を創造する場所」をコンセプトに様々な展示を行う。

さて、IRに関しては、いわゆるカジノ施設が脚光を浴びることが多い中で、日本型IRの成否がノンゲーミングの取り組みで決まるとは一体どういうことであろうか。以下において、ノンゲーミングが重要な理由を4点に整理してみたい。

一つは、IRにおいてノンゲーミングの占める割合の大きさである。前述した「特定複合観光施設区域整備法施行令」の第六条で、カジノの「政令で定める面積は、特定複合観光施設の床面積の合計の百分の三の面積とする」と規制されている。IRというすぐにカジノが連想されるかもしれないが、実はIRの床面積のうちカジノを整備してよい上限面積はわずか3%にすぎない。言い換えると、IRのほとんど(97%以上)

はカジノではないノンゲーミングで占められることになるのである。

二点目は、カジノ部分の内容は、スロットマシンとテーブルゲームで構成されることになるが、実はこれは世界中どのIRでもほぼ同じであるため、他の施設との差異化を図るためには、ノンゲーミング部門に頼るしかないという点である。

ノンゲーミングは 大きなビジネスチャンスに

三点目は、IRとしての魅力の持続可能性である。前述した通り、ノンゲーミングはIRのほとんどの面積を占め、その中に多様な施設が整備されることとなる。したがって、ノンゲーミング全体として、段階的に個々の施設をリニューアルまたはスクラップ＆ビルドしていくことが可能となる。結果として、IR全体としての魅力を持続することに貢献すると期待されるのである。

四点目は、ビジネスチャンスとしてのノンゲーミングの価値である。日本においてこれから整備されるIRのカジノ部分は、実績のある外資系企業がオペレーターとなることが予想される。こうした状況の中で、ノンゲーミングこそが、日本の企業にとっての大きなビジネスチャンスになると考えられるのである。

このように日本型IRにおいて極めて重要な位置づけとなるノンゲーミングであるが、諸外国の事例を見ると、いわゆる文化施設が非常に意義深い取り組みになるものと考えられる。

例えば、シンガポールのマリーナベイ・サンズにおいては、蓮の花をイメージした印象的なデザインの「アートサイエンスミュージアム」がランドマークとなっている。2011年2月の開館



MGM マカオで初開催となったチームラボの展覧会「Learn&Play! teamLab Future Park」で展示された4作品のうちの一つ、《グラフィティネイチャー - 山と谷》。

以来、レオナルド・ダ・ヴィンチ、サルヴァドル・ダリ、アンディ・ウォーホル、ヴィンセント・ヴァン・ゴッホ、M・C・エッシャーなど、世界的に有名な芸術家の大規模な展覧会を開催している。なお、同ミュージアムの総面積は約5000㎡、21の展示室があり、ミュージアムとして約50名の職員を直接雇用している。

日本ならではの コンテンツ活用が成功の鍵

マリーナベイ・サンズには、世界で称賛されたパフォーマンス、ブロードウェイミュージカル、地元や海外のコンサートアーティストなどの幅広いショーを上演するために、「グランドシアター」(2155席)と「サンズ・シアター」(1677席)の2つの劇場もある。

同じシンガポールのIR施設、リゾート・ワール

ド・セントーサにおいても、海のシルクロードをテーマとした「マリタイム・エクスペリエンシャル・ミュージアム」(敷地面積: 約1.8ha) が整備されている。

また、中国マカオでは、MGM マカオが常設型ギャラリー「MGM アートスペース」を運営している。2017年には、日本のチームラボによる、共同で創造的な人間になることをテーマにした展覧会「Learn&Play! teamLab Future Park」が開催され、話題となった。

IR先進都市の米国ラスベガスでも、IR施設ベラージオが現代美術のギャラリーである「ベラージオ・ギャラリー・オブ・ファインアート」を運営している。2019年には、世界的に著名なアーティスト、草間彌生氏の展覧会が開催され、同ギャラリーで最も来訪者の多い展覧会となった。

以上のように、諸外国のIRにおいては、魅力あるミュージアムやギャラリーがノンゲーミング

の中核となっている。近い将来に整備される日本型IRにおいては、既存のIRを参考にしつつも、先行事例を真似るのではなく、日本ならではのコンテンツを活用したノンゲーミングの展開を期待したい。実際、マンガ・アニメはもちろん、チームラボやライゾマティクスのような世界トップレベルのチームが手がけるメディアアート、そして食文化など、世界から人々を引き付けるコンテンツを日本はいくらでも有しているのだから。

PROFILE

太下義之●おおした よしゆき／1962年、東京都生まれ。文化政策研究者、博士(芸術学)。独立行政法人国立美術館理事、公益財団法人静岡県舞台芸術センター評議員。文化経済学会<日本>理事、観光庁「世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会」委員、文化庁文化審議会(博物館部会)委員、大阪府・2025年万博アカデミック・アンバサダーなど多数の要職を歴任。著書に『アーツカウンシル』(水曜社)など。

制作・編集: ORIGINAL Inc.
デザイン: 増子由紀(SNOW)
表紙ビジュアル: kad ltd.

執筆: (p2-5)庄司里紗、(p6-7)太下義之、(p10-11)堀香織
イラスト: (p2-5)ニッパシヨシミツ

撮影: (p8、10-11)谷川慶典
協力: 日本経済新聞社グローバル事業

平原 敏英

横浜市副市長



横浜IRがイノベーションをもたらす

横浜市は、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などによる社会経済状況の変化においても、将来にわたり成長・発展を続けていくための手法のひとつとして、IR整備法に基づき、IRの実現に向けた取り組みを進めています。

昨年3月にはパブリックコメントを実施し、9000件を超える市民の皆様からのご意見なども参考に「横浜IRの方向性」を作成しました。また、民間事業者の皆様からのコンセプト提案募集を踏まえて、今年の1月に実施方針を策定、公表しました。

この実施方針は、横浜市が目指すIRについて、まちづくりや観光、経済、依存症、治安対策などの方針や、事業を実施する上で必要となる要件などをまとめ、民間事業者の皆様から高い水準の提案を求めるものとなっています。

これらをもとに、IRを整備・運営する民間事業者の公募を開始し、横浜イノベーションIRの実現に向けた取り組みを一歩進めたところです。

ポストコロナ、経済再生への起爆剤に

この1年間、新型コロナウイルスの感染拡大という前例のない事態が発生し、市全体で対応してきました。今後も国や県、医療機関の皆様と連携して、ウィズコロナ時代の感染症対策の徹底と経済再生の実現を最優先に全力で取り組んでいきます。

まだ時間はかかるかと思いますが、いずれ人類は、このウイルスを克服すると考えていますので、その先の未来を冷静に分析し、対応を図る必要があります。

横浜イノベーションIRは、2020年代後半の開業を目指しています。約43haの開発に伴う

建設時の大規模投資（資材調達、労働力確保等）、開業後の運営時によるインバウンドを含む観光客やMICE参加者等の観光消費額の増加（宿泊、飲食、ショッピング等）と、様々な市内調達機会の増加（食材、リネン、運送等）により、IR区域内のみならず、周辺地域の経済的社会的効果が期待されることから、ポストコロナにおいて経済再生につながる起爆剤のひとつと考えています。

横浜をデスティネーションへ

現状は、コロナ禍で厳しい環境ですが、将来の横浜のために、ともに取り組んでいただける事業者の皆様からの提案は非常にありがたく、また楽しみでもあります。

日本型IRの実現は、日本を観光先進国に押し上げ、経済成長を推し進めるグローバル化政策であり、現代の新たな開港ともいえます。「日本初のIR」を開港の地である横浜において実現し、横浜を「世界から選ばれるデスティネーション（目的地）」に導き、「魅力ある都市横浜のさらなる飛躍」と“将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし”を確かなものとしていきます。

さらに、横浜IRをゲートウェイとして始まる様々な人的物的交流が、横浜のみならず日本の経済成長につながるよう横浜市は全力を挙げて進めていきます。

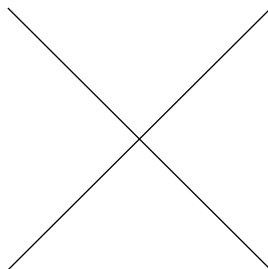
PROFILE

平原敏英●ひらはら・としひで／1958年、新潟県生まれ。武蔵工業大学工学部卒業後、横浜市に入庁。都市整備局にて、都市再生の基本計画や災害対策などに従事。戸塚駅周辺の再開発や、みなとみらい地区の開発も手がける。2016年、横浜市副市長に就任。

横浜イノベーションIR 特別対談

岸 博幸氏

経済評論家



平原 敏英

平原敏英（以下、平原） 新型コロナウイルスが世界中に広がっていますが、現在の世界や日本の経済の状況をどうみていらっしゃいますか。

岸博幸（以下、岸） コロナの影響で経済活動が停滞して、世界的に需要が落ち込んでしまっていますが、これからワクチンの接種が世界中で行われ、今年後半～来年くらいからようやくアフターコロナに近づくと思います。また、コロナの影響で在宅勤務、遠隔診療・教育、カーボンニュートラルなど、実現に時間がかかるものが一気に進みました。その分、アフターコロナは国レベル、地域経済レベルで競争が激しくなり、横浜としても都市間の競争が一層重要になってきます。「都市経営」という観点を意識して、将来に向けた戦略をどんどん実行していくことが大事になるでしょう。

平原 都市間競争というお話をいただきましたが、東京とは違った切り口で、横浜の強みである「観光」を強くしていかなければならな



いと思っています。

岸 私もその方針に全面的に賛成です。特にMICEは世界的に成長産業ですが、現在、日本の中でもMICE産業の中心として成長できる都市は、残念ながら東京を含めてありません。横浜が強化しようとするなら、アジアのMICEの中心になるくらいのつもりで取り組むことが重要です。

平原 我々は、将来を見据えた経済再生、あるいは雇用の確保といった観点から、IRの実現に取り組んでいます。IR施設については、観光MICEの拠点になるかと。当然、コロナ対策を最優先に行動しておりますが、その先を見据えたとき、IRは経済回復の起爆剤のひとつとして重要だと考えています。

一方で、市民の皆様からギャンブル等依存症や治安などの懸念事項に関するご意見もいただいておりますが、依存症対策では、主な動線からのカジノ施設の分離、ICT技術を使った厳格な入場規制などを考えています。治安対策に関しては、神奈川県警、公安委員会と



も連携して、十分な対策をとっていきます。

岸 そういったご懸念を持たれることは理解できますので、しっかり厳格に取り組んでいただきたいですね。ただ、「IR＝カジノ」というのが、最も大きな誤解なのかなと思っています。実際、ラスベガスのIRはカジノの売り上げが半分以上になっていますし、ヨーロッパを含め世界的に見ても、カジノはIRのメイン産業ではありません。また、イギリスで5年ほど前にIRができましたが、治安が悪くなったという話は出ていません。どうしてもイメージが先行してしまいますよね。私も海外のIRに行ったことがあります。マカオはファミリーで楽しめる場所です。企業にイベントや研修で利用してもらえよう、どんどん誘致してこそ、地域経済が盛り上がる存在になれるものだと思います。

平原 国のIR整備法では依存症対策について厳格に定めていて、「世界最高水準の規制」とも言われていますが、岸先生から見ていかがでしょうか。

岸 適切な内容だと思います。日本人、在日外国人への入場制限や入場料が高い水準になっていますし、カジノ内でのATM設置禁止ということも大きいです。

平原 私は、マイナンバーカードによる入場確認も、とても大事な方法だと思っています。

岸 マイナンバーカードなら本人の情報を確認できますし、入場回数も制限できます。あげられている対策を全般的に見て、諸外国よりは明らかに厳しい規制になっていると感じます。

平原 岸先生はIRの施設で注目する施設はありますか。また、横浜にできた場合、どういった楽しみ方をされますか。

岸 個人的に一番大事だと思うのは、MICE

施設です。大規模な人数を収容できるコンサートホールなり、イベント会場。あとは海外企業の社員研修の拠点として使うというのもポテンシャルがあると思います。そして、魅力増進施設。世界のIRを見ますと、カジノよりもファミリーが楽しめる場所として、いろいろなエンターテインメントに注力しています。日本でしか見られない伝統や文化に関する施設ができれば、IRの大きな魅力になり得るでしょう。

また、世界の富裕層が高く評価しているのは日本の食文化です。海外の方々は、世界最高水準だと思っている。しかし、その一番はいまのところ東京で、横浜は残念ながらそこまでの地位に達していないんですね。IR施設にレストランなどが整備され、食の中心地としてどのように地位を上げていくのか、ということも非常に楽しみです。

平原 ありがとうございます。最後に横浜でIRの実現を目指すことへのご意見、横浜イノベーションIRへの率直な感想などいただければと思います。

岸 今後実現する方向となった場合は、IRの外縁をいかに発展させるのかというアイデアもしっかり考えてほしいと思っています。ニューヨークが発展しているのも、デザインなど新しい産業を持ちこみ、中心地として発展させたことにあります。横浜にIRが整備されたら、中核にエンターテインメントや、デジタル、デザイン系などの様々な外縁の広がりができるはず。その面では、現在の方向性は適切ですし、IRが動き出した次のステップとして重要になると思います。



PROFILE

岸 博幸●きし・ひろゆき／1962年、東京都生まれ。86年に一橋大学卒業後、通産省（現経産省）に入省。92年、コロンビア大学ビジネススクール卒業。小泉政権では経済財政政策担当大臣、金融担当大臣、総務大臣などの秘書官を歴任し、不良債権処理、郵政民営化などの構造改革を推進。2006年、経産省を退職。現在は経済評論家として活動、企業などの顧問、アドバイザーも務めている。

川添 裕氏

文化史家・日本文化史家

IR 誘致は「第二の開国」

新しいものや異なるもの、今までにないものを積極的に受け入れてきた横浜——。

その懐の深さが、常に新しく活気ある

港街をかたちづくってきた。

そしていま、横浜の未来を見据えたとき、

「IRは1859年の開国以来の大きなチャンスだ」と考える人がいる。

日本文化史家であり、横浜国立大学教授でもある

川添裕氏に話を聞いた。



横浜は1859（安政6）年に開港して以来、外国との接点で発展してきた街です。つまり、新しいものや異なるもの、今までにないものを積極的に受け入れるという姿勢が牽引力となって発展してきた。この“進取の気性”こそ、横浜スピリットであり、IR誘致には最もふさわしい街なのです。

的確な情報を知らず、物事を十分に理解せずに「賛成」「反対」と口にするのは、非常に不幸なことです。IRの場合、「税金を使って運営される」「儲かるのは外国の事業者だけ」と反対理由を述べる人がいるのですが、それは大きな誤解。IRは民設民営ですし、今後の少子高齢化や税収減などが予想される横浜市に対して大きな財政的メリットがあるのです。

例えば国際会議場や展示場を訪れるために国内外から1千万人がホテルに宿泊すれば、それだけの食糧が必要になる。横浜市のブランド農産物「はま菜ちゃん」や神奈川県産のブランド豚、横浜の魚市場の鮮魚などが大量に消費されるわけで、地場産業への貢献は、それだけをとってみても非常に大きいです。

また、「IR＝カジノ」という誤解されたイメージが一部にあります。カジノはIR全体の床面

積の3%までに制限されている。残りの97%の中には、エンターテインメント施設や魅力増進施設がつくられ、観客を魅了する一流のショーや子どもも楽しめるアトラクションを提供できるのです。私自身、歌舞伎や落語など日本の伝統的な文化を専門に研究していますが、そういう伝統文化やアニメや漫画などのオタク文化を、リアルとVRを融合させて、日本ならではのユニークで完成度の高い体感型エンタメ施設がつくれると思います。世界的なミュージシャンやアーティストを招聘してショーを開催することも、ボクシングの世界戦をラスベガスではなく横浜することも可能です。また、IRにやってきた人々が地元のみならず、鎌倉や箱根などに足をのぼす機会も増えるでしょう。そしてIRの収益は、今後さらに進む少子高齢化に備えた福祉やコミュニティの強化に使われるので、郊外部の住宅地を含め、横浜全体に恩恵があるのです。

横浜は「住みたい町ランキング関東版」で2018年から3年連続1位ですが、一方で「過去の遺産」「みなとみらいに行って中華街で食事したらもうすることがない」と揶揄されることも多々あります。横浜生まれ、横浜育ちの自分に

とってはちょっと心外だけれど（笑）、完全にそれを否定しきれないところもある。そこでIRなのです。今回のIR誘致を私は「第二の開国」と位置づけているのですが、観光はもうダメだという短絡的な視点ではなく、長期的な幅広い視点で横浜の未来を考えたい。本質的には、外国からやってくる人々とその多様性を、私たちの街は力とするのか、しないのかという問題なのです。横浜は閉じてしまったら、おしまいです。未来構想を放棄した都市には衰退しかありません。未来に向けての“横浜らしさ”を再創造していく大きなチャンスだと、私は思っています。

PROFILE

川添 裕●かわぞえ ゆう／文化史家・日本文化史家。横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授、都市科学部長。近世から現代までの五百年にわたる国内外の歴史を視野に入れ、過去の社会と文化の力を、都市のパワーとしてどう活かすかを攻究している。また、2011年より「もっと横浜」プロジェクトを推進し「ビジターの都市としての活性化」「共生の街、横浜—多様性を力とする社会へ」をテーマに掲げ、横浜における社会文化資源や観光資源の活用・見直し・再配置、創造開発などを考えている。著書に『江戸の見世物』（岩波新書）、『江戸の大衆芸能—歌舞伎・見世物・落語』（青幻舎）など。

*肩書きは2021年3月時点

三村 悠三氏

横浜青年会議所（横浜JC）第70代理事長

横浜JCの熱き使命 「魅力的な街づくりを」

川崎にあった大洋ホエールズを

横浜の地へと誘致し、

横浜スタジアム建設に伴う

費用出資者を募り、

横浜スタジアムを完成させ、

取り壊し寸前の横浜赤レンガ倉庫を

活気ある観光施設にするための

提言をした横浜青年会議所。

現在の横浜の魅力を市民であり

経済人として支え続けてきた

彼らが、IRに寄せる期待とは？

三村悠三理事長に話を聞いた。



2019年8月開催のシンポジウム「横浜経済人会議」において、横浜青年会議所（JC）は、ふたつの提言をいたしました。

ひとつ目は、「観光都市横浜」の確立による観光消費額増加の実現。MICEをはじめとする観光を発展させることで、横浜市の交流人口を増やせば観光消費の増加につながると考えています。横浜市の観光客のうち宿泊客は約15～16%で、ほとんどの方は東京や、箱根などに泊まります。原因のひとつが、0時を過ぎて楽しめる場所——クラブやバー、パーティールームなどが少ないこと。横浜JCは、2019年6月28日、日没から翌3時までの活動を指すナイトタイムエコノミーの実証実験「Touch Yokohama 2019」を行い、その結果から、宿泊客を増やすためには夜の街の充実をはかることが必要だと提言しました。

ふたつ目は、IRの実現です。IRが誘致できれば、それら施設を中心に消費活動が生まれ、新たな雇用も生まれることでしょう。IRを魅力と捉えた方が横浜に移住すれば、人口減少も抑えられ、税収構造が大きく変化する可能性もあります。そもそも横浜は1859年の開港以来、多くの外国人や他都市からの移住者を招

き入れ、それを独自の文化として発展してきた街。「3日住めばハマっ子」という言葉もあるように、横浜の人たちには変化を柔軟に受け入れる文化、IRのような新たな取り組みに挑戦するDNAがすでに備わっているのです。

そんなハマっ子たちが、横浜JCにも260名ほど在籍します。建築から飲食、製造、不動産業まで多種多様な職に就いた人たちが築き上げた強固なネットワークは、横浜JCの強みのひとつだと思います。

例えば川崎にあった大洋ホエールズを横浜の地へと誘致したのも我々の先代ですし、それで完成した横浜スタジアムは先代たちが建設費用出資者を募り、実際に多くの人が株主になったという経緯があります。横浜赤レンガ倉庫が取り壊されそうになったときも、先代たちが「商業利用すべきだ」と横浜市に対して「待った」をかけ、現在では横浜みなとみらい21地区の代表的な観光施設となりました。横浜JCはこのような地域貢献活動を通し、横浜の街づくりについて発言権をもって活動してきました。IRについても慎重に判断し、民意を得るために丁寧な説明が必要だと思っています。

私自身は、祖父が創業した「ミムラ工業」の

専務取締役を務めており、横浜の若手経営者のひとりとして、IRの経済効果というのは計り知れないほどあると考えています。以前、観光と仕事を兼ねてシンガポールのIR、マリーナ・ベイ・サンズを訪れたのですが、ホテルの上の展望プールなど、日本の建築基準法の中では考えもつかないような建物に圧倒されました。日本でもそんな度肝を抜くような施設ができれば、「行ってみたい!」と思う人が大勢いるでしょう。IRによって横浜の魅力の幅がさらに広がることを、私は心から信じています。

PROFILE

三村悠三●みむら ゆうぞう／横浜青年会議所（横浜JC）第70代理事長。1981年、神奈川県横浜市生まれ。日本大学経済学部卒業後、祖父が起業したミムラ工業株式会社に入社し、航空機や車両などの内装品製造に携わる。現在、専務取締役。横浜JCには31歳で入会。2019年には横浜開港祭の実行委員長を務める。

世界最高水準のIR 「横浜イノベーションIR」とは

横浜市では、世界から選ばれる「横浜イノベーションIR」を実現するために、実施方針を公表し、2021年1月から事業者の公募を開始しました。実施方針とは、IR整備法に基づき国が定めた基本方針に即して、横浜市が作成したIR整備に関する方針です。ここでは、実施方針をもとに、分かりやすく横浜イノベーションIRについて紹介していきます。より詳しく知りたい方は、横浜市ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/housin.html>



実施方針

横浜IR 実施方針

検索

基本
コンセプト

横浜イノベーションIR

～横浜を世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へ～

横浜IRには、世界最高水準のスケールとクオリティを有したMICE施設やホテル、ショッピングモールなどを備えた複合施設が整備されます。そこは、最先端テクノロジーを駆使した「未来の街」であるだけでなく、1859年の開港以来築き上げられた街の資源・魅力と融合し、新たな人の交流、知の交流、ネットワークの構築等、新たな「イノベーション(革新)」の機会が創造され、経済、観光、街づくり等に幅広い変革がもたらされる場となります。横浜IRは、都心臨海部が市民の憩いの場でありつづけるとともに、世界から選ばれる「デスティネーション(目的地)」となることを目指します。

横浜イノベーションIRの 基本情報

- ・事業期間：35年間
(協議により30年間延長可能)
- ・位置・規模：山下ふ頭のうち面積約43ha
- ・事業方式：民設民営(IR事業者自らの責任と費用負担により実施)

横浜IRに整備される施設

MICE施設

(国際会議場施設、展示等施設)

ビジネスからエンタメまで
あらゆるシーンに対応

施設規模は下記①・②のいずれかを求める

	国際会議場施設(最大の会議室収容人数)	展示等施設
①	1000人以上～3000人未満	12万㎡
②	3000人以上～6000人未満	6万㎡

- ・大型の国際会議、世界規模の産業見本市から、スポーツやコンサート等のイベントまで対応可能
- ・日本最大級のMICE施設である「パシフィコ横浜」と連携し、アジアを代表するMICE都市横浜へ
- ・オンラインにも対応できる最先端で高利便な設備・機能を導入



魅力増進施設

日本の魅力を発信

- ・伝統文化、芸術、自然、ポップカルチャー等さまざまな日本の魅力を紹介
- ・最先端技術の活用、展示、鑑賞、体験、販売等のあらゆる手法で発信



送客施設

観光の魅力をショーケース & コンシェルジュ

- ・日本各地の観光の魅力、旅行者に必要な情報を、体験や最先端技術を活用し、紹介・発信
- ・旅行サービスの手配を一元的に行い、観光客を快適かつ円滑に日本各地に送客



宿泊施設

世界中から訪れるビジネス、ファミリー、富裕層等のニーズに対応

- ・最高級ブランドを含む複数のホテル等合計3000室以上の客室
- ・アイコニックな建築デザイン、上質な滞在環境を提供



その他の施設

誰もが1年中楽しめる場所

- ・シアター、美術館、テーマパーク、レストラン、ショッピングモール等
- ・ハイエンドトラベラーも魅了する世界最高水準の横浜IRでしかできない特別な体験を提供



カジノ施設

非日常を感じられる大人の
社交場としてふさわしい、
品位と清潔感のある空間

- ・ファミリー層等が利用する主動線から分離された配置
- ・エレガントで落ち着いた内装、ドレスコードの設定
- ・マイナンバーとICTなどの最先端技術を活用した厳格な入退場管理、入場規制

“安全・安心対策の横浜モデル”

ギャンブル等依存症の増加や治安の悪化など、負の影響が懸念されており、こうしたリスクに対して万全な対策を講じていく、“安全・安心対策の横浜モデル”の構築に取り組んでいます。

→詳しくは 15ページへ

令和元年度に横浜市が実施したコンセプト提案募集において、提案事業者から提供された画像を掲載しています。

「横浜イノベーションIR」が目指すこと

横浜IRが目指すのは、横浜の街そのもののイノベーションです。IRだけが賑わうのではなく、IRのもつポテンシャルを生かして、横浜の街全体の観光・経済の活性化を促すことが狙いです。これにより、横浜のプレゼンスや国際競争力を高め、日本のゲートウェイとなることで日本の経済成長に貢献します。ここでは、横浜イノベーションIRにより実現を目指す、街の姿を紹介します。

世界中の観光客をひきつける滞在型観光の実現

5つ星ホテル、世界水準のエンターテインメント、ここでしかできない体験など、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光都市に

観光都市横浜の回遊性を向上

魅力ある既存の商店街や観光スポットなどと連携し、イベント開催や実施など、ソフト・ハードの両面から周辺地域の回遊性を高める取り組みを促進

発注機会増加による市内中小企業の振興

日常的に発生するIRの食品、物品、サービスなどの大規模需要によって、市内中小企業の受注機会が増大、市内経済を活性化

横浜の産業特性を生かした経済イノベーション

ライフサイエンス、バイオテクノロジー、IoT分野等、横浜の産業特性を生かした世界規模のMICE開催により、ビジネスチャンスの拡大等のMICEのレガシー効果を創出

グローバルな観光人材育成と計画的な大規模雇用

教育機関と連携した海外訪問客をもてなすグローバルな観光人材の育成・輩出や、地域に配慮した計画的な大規模雇用

世界とつながる利便性を生かした交通ネットワークの構築

全国空港乗降客数日本1位の羽田空港まで30分のアクセスを生かし、日本各地を回遊できる様々な交通ネットワークの構築

21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくり

横浜のあらたな象徴となり得るような先進性や、他には見られない魅力を有するとともに、周囲の景観や環境と調和したデザインより詳しく知りたい方は、横浜市ウェブサイトをご覧ください。
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/RFP.files/design_note.pdf

横浜IR景観デザインノート

検索

美しい街並み・港・自然を楽しむ新しい都市型リゾート
山下ふ頭に隣接する横浜のシンボル「山下公園」の魅力をより一層向上させるとともに、リゾートにふさわしいエントランス空間を形成。また、周囲との一体性・連続性に配慮した緑地空間やプロムナード・オープンスペースの整備、水上アクティビティ・水辺空間を生かした演出

災害に強く、しなやかで自立性のあるIR

地震や津波、高潮などの災害に対する高い防災機能や感染症対策を講じた、来訪者、従業員に加え、周辺地域や市民の安全・安心に繋がるエリアの整備

未来の街のショーケースとなるスマートシティ

観光・交通・環境・防災などあらゆる分野で、新産業や新たな価値を生み出すICTやAI、ビッグデータ等を導入したスマートシティを実現

SDGs未来都市・横浜のトップランナーとして

Zero Carbon YOKOHAMA(2050年までの脱炭素化)や先進的な環境配慮建築物、循環型都市エリアをはじめ、多文化共生やインクルーシブなまちづくり、フェアトレードなどに向けた取り組みでSDGs達成へ積極的に貢献

IRがもたらす経済的社会的効果

建設時の大規模投資や運営時の訪問客による消費額の増、市内中小企業の受注機会の増大や、IRにより得られる納付金と入場料(p5参照)等によって、大きな経済効果が見込まれる。経済波及効果や増収効果等の具体的な数値については、コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区域整備計画作成までに明確化

依存症、治安……

“安全・安心対策の横浜モデル”を目指して

IR施設の誘致は、観光客増加による消費拡大や、整備・運営に伴う投資や雇用の増加など、地域経済への様々な効果が期待されています。一方で、ギャンブル等依存症の増加や治安の悪化など、負の影響が懸念されています。こうしたリスクに対して万全な対策を講じ、“安全・安心対策の横浜モデル”を構築するために、横浜市と事業者が取り組む内容を紹介します。

事業者の主な取り組み	横浜市の主な取り組み
●ギャンブル等依存症対策 ・広告や勧誘の自主的な規制 ・入退場時の本人確認の徹底、入場回数制限等による厳格な入場規制 ・顧客の射幸心をあおることの防止等カジノ施設内における規制・措置 ・依存症に関する相談体制の整備等、相談・治療につなげる取組の実施 ●犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 ・ICT技術を導入した警備システムの導入等の警備対策 ・地域の住民等からの苦情対応等の地域風俗環境対策 ●青少年への悪影響対策 ・20歳未満の者のカジノ施設への厳格な入場や勧誘の禁止措置 ●反社会的勢力の関与への対策 ・暴力団員等のカジノ施設への入場禁止措置 ●マネー・ローンダリングへの対策 ・顧客情報や取引が記録できるシステムの導入による取引状況の捕捉や内部統制システムの構築	●ギャンブル等依存症対策 1. 依存症への総合的な取組 ・医療従事者等に対する支援や、横浜市立大学との連携体制構築の推進 ・依存症者等への相談支援、生活困窮等の相談窓口と依存症相談窓口との連携 ・様々な広報手段を活用した、市民に対する啓発活動の実施 2. 予防教育の実施 ・高校の保健体育における依存症教育の実施 3. 事業者や研究・専門機関との研究 ・事業者や専門機関等との研究による効果的な依存症対策の検討 4. 調査による実態把握 ・定期的な依存症の実態調査の実施(令和元年度3000人を対象に実施) ●犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 ・防犯カメラの設置等防犯体制の強化や巡回活動の強化 ●青少年の健全育成 ・子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発や巡回活動の強化

国・県の取り組み

IR整備法の成立による日本型IRの制度創設にあわせ、これまで対策が進んでいなかったギャンブル等依存症に対する総合的な対策を推進。このことにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現するギャンブル等依存症対策基本法を2018年に制定。2019年4月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定され、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画も2021年に策定。

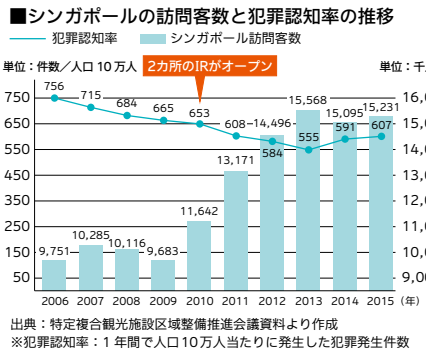
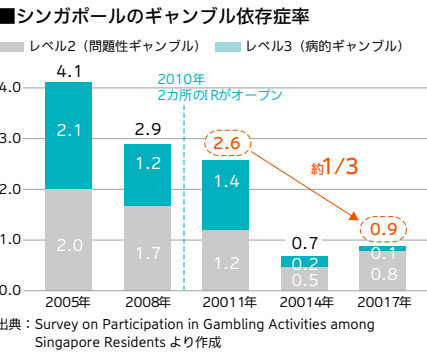
安全・安心を実現した海外のIR事例：シンガポール

依存症対策に力を入れた結果、有病率は減少傾向に

2010年に2つのIRが設置されたシンガポールでは、開業以前から既存のギャンブルを含めた依存症対策に取り組んできました。この結果、「病的ギャンブル」と「問題性ギャンブル」を合わせた有病率は減少傾向となり、開業直後(2011年)の2.6%から、2017年には0.9%と、約3分の1程度に減少しました。

観光客が増えても、治安悪化は認められず

治安に関しても、IR開業によって外国人観光客は増加しましたが、犯罪認知率に大きな変化は見られず、治安悪化の影響は認められません。横浜市では、シンガポールの成功事例を参考に、依存症や治安対策に取り組んでいきます。



「横浜IRを考えるシンポジウム」を開催しました

IRの意義や、ギャンブル等依存症や治安など、IRを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項対策の取組について、令和2年12月に「横浜IRを考えるシンポジウム」を開催し、有識者の方々から意見をいただきました。

動画URL: <https://ir.city.yokohama.lg.jp/2021/01/vod/>

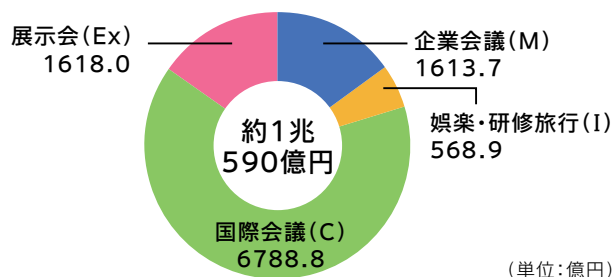


横浜IRの疑問に答えます

Q1 MICEは観光消費につながるの？

IRに整備されるMICE施設では、大型の国際的な会議や展示会が開催され、海外からの多くの来訪者を見込むことができます。観光庁が行った調査では、日本国内で開催されたMICEへの外国人参加者1人当たりの総消費額は、平均約33.7万円となっています。また、同じく観光庁の観光白書（令和元年度版）の外国人旅行者の消費支出の平均が15万円となっており、MICE参加者の消費額は高いといえます。

国際MICE全体による経済波及効果（催事別）



外国人参加者1人当たりの総消費額

（参加者・主催者・出展者の総消費額を1人当たりに換算）

- ・企業会議：約32.5万円
- ・報奨・研修旅行：約32.0万円
- ・国際会議：約37.3万円
- ・展示会：約27.5万円

⇒平均は約33.7万円

出典：観光庁 平成30年4月18日記者発表資料より作成

Q2 観光振興のための仕組みづくりは？

横浜IRをゲートウェイとして、横浜IRから、周辺地域、市内郊外、県内、さらには日本各地への周遊・観光ルートを開発し、様々な観光関連団体や事業者、日本の観光地と連携します。各地の魅力的な資源を繋げ、日本観光の新たなゴールデンルートを構築し、滞在型観光を実現します。

Q3 横浜IRが地元企業にもたらすメリットは？

横浜IRでは、世界水準のMICE施設、3000室以上のホテル、レストランなど大規模なリゾートが整備されます。また、年間2100～3900万人の訪問者が想定されており、大量消費による食材等の調達が発生します。

例えば、シンガポールにあるIRの年間消費量と横浜中央卸売市場の取扱量と比較すると、卵は、約150トン（250万個）で、これは鳥卵年間取扱量（2018年）422トンの約3割に相当します。食用肉（牛・豚・鶏等）は、約1500万トンで、これは食肉部年間取扱量（2018年）1678万トンの約9割に相当します。

IRは24時間365日稼働しており、約1万人の従業員が利用する食堂だけでも相当量の食材が消費されます。

他にも、生花やリネン類、植栽管理など、多種多様で大量の消費活動が行われており、大企業だけでなく、地域の中小企業の受注機会やビジネスチャンスが増大するなど地域経済の活性化に大きく寄与します。

※平成30年横浜中央卸売市場年報を参照

Q4 横浜IRの事業期間は？

事業期間は35年で、事業者から延長の申し出があった場合は、設置運営の効果や実績を評価し、対応を検討・協議します。

IR事業は、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的な運営が確保されることが重要です。また、大規模な民間投資を実現するためには、施設の耐用年数、投資の回収期間を踏まえ長期の事業期間を前提とすることが必須なため、先行事例であるシンガポールや他都市を参考に、事業期間を設定しています。

Q5 IRが赤字になったら税金で補填するの？

事業不振により赤字になったからといって、税金で補填することはありません。IR施設の整備・運営は、民設民営事業であり、民間事業者の責任と負担で行うことがIR整備法で定められています。



「横浜イノベーションIR」イメージポスター

2020年代後半の実現を目指す「横浜イノベーションIR」「未知なるリゾートへ」

民間事業者からの提案により実現するIRは、事業者の公募・選定を経て具体化していきます。そこには、華やかで洗練された未来感や期待感を感じさせるとともに、安心感も存在します。このイメージポスターは、これから実現する横浜イノベーションIRが今、「未知なるリゾート」への「入り口」にいることを表現のテーマとして作成されています。



横浜市

発行 横浜市
問合せ
都市整備局IR推進課
〒231-0005
神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話 045-671-4135
Email: tb-irsuishin@city.yokohama.jp

横浜IRを知る① 公式ウェブサイトをチェック！

公式ウェブサイトでは、「横浜IR」についての分かりやすい説明や、多く寄せられるご質問への回答、説明会の案内など、様々なコンテンツを公開。
公式ウェブサイト：<https://ir.city.yokohama.lg.jp/>



横浜IRを知る② 公式Facebookをチェック！

公式Facebookページでは、動画や写真などを用いて、横浜イノベーションIRの最新情報を発信しています。
公式Facebook：<https://www.facebook.com/city.yokohama.ir/>



令和 2 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言発出期間中を中心に、家で過ごす時間が長くなったこと等により、前年同時期と比べ増加しました。

- ・燃やすごみ 約 1 万 9,000 トン（3.5%）増加
- ・缶・びん・ペットボトル 約 4,000 トン（8.1%）増加
- ・プラスチック製容器包装 約 3,000 トン（5.3%）増加

家庭ごみ収集量		【単位：トン】	
	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 2 年度	566,576	57,965	54,755
令和元年度	547,191	53,625	52,013
増減	19,385 (3.5%)	4,340 (8.1%)	2,742 (5.3%)

2 令和 3 年度に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、ごみ処理は市民生活に必要な業務であり、決して止めることはできません。

コロナ禍においても市民の皆様が日常生活を安心して送れるよう、感染症対策を徹底し、ごみの収集・運搬・処理・処分を確実に継続していきます。

担 当 : 資源循環局政策調整課
電 話 : 045-671-2503
FAX : 045-550-4239
Eメール: sj-seisaku@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備について

1 令和 4 年度の会館整備予定の申し出について

令和 4 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、**令和 4 年度に会館の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。**

（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

（1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 3 年 7 月頃の予定です。

必要な書類等送付するので地域振興課へお問い合わせください（裏面参照）。

（内容を審査した上で、令和 3 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）

- ・令和 4 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 4 年 3 月末頃の予定です。

（2）自治会町内会への周知

別紙『自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内』を全自治会町内会に配布します。

2 令和 3 年度の自治会町内会館整備助成事業について

令和 3 年度の整備予定については、令和 2 年度に事前申出いただいているところですが、風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

【参考】

整備予定件数 40 件（新築 8 件、増築・改修 1 件、修繕 31 件）

事業予算額 150,740 千円（事前申請分：145,740 千円、緊急対応分：5,000 千円）

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

令和3年4月19日

自治会・町内会長 様

鶴見区地域振興課長

令和4年度自治会町内会館整備費補助について（お知らせ）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年度（来年度）自治会町内会館整備費補助金の予算編成について、審査の時期になりました。

つきましては、令和4年度（来年度）に会館整備を予定し、補助金の活用を予定している自治会町内会は、FAXにて、御連絡下さいますようお願いいたします。

注）公園集会所の整備の場合は、事前に、環境創造局公園緑地管理課及び鶴見土木事務所との調整が必要です。別途、御相談下さいますよう、お願いいたします。

（参考）横浜市自治会町内会館補助制度の概要

区 分		補助率	補助限度額
1 新築・購入		※2分の1	1, 200万円
	特殊基礎工事		300万円
	エレベーター設置工事		300万円
2 増築・改修			500万円
3 修繕 (工事費100万円以上)			200万円

※新築の場合、床面積により金額が異なる場合があります。

FAX用

地域振興課 山口 行 (FAX 510-1892)

1 自治会町内会名 _____

2 会 長 名 _____

3 連 絡 先 _____

4 予定整備内容（○をして下さい）

- ① 新築・購入
- ② 増築・改修
- ③ 修繕

※5月28日（金）までに送信下さい。

☆FAX受領後、申請に必要な書類をお送りします。

自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会・町内会館の整備に対する補助制度や融資制度及び法人化などの概要について、御案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

自治会・町内会館の整備に対する補助は、次の全ての項目に該当するときに受けられます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設であること
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設であること
- (3) 補助を受けた会館が他にないこと
- (4) 会議及び集会に必要な施設を備えていること
- (5) 建築基準法その他の法令に適合していること
- (6) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会・町内会の意思決定があること
- (7) 会館の利用規約等が整備されていること
- (8) 要綱に定める業者数以上の**市内事業者(※1)**による入札又は見積合わせにより業者選定を行っていること（**工事請負業者は建設業の許可を受けた業者(※2)**であること）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備であること

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、御注意ください。

具体的には、次の**いずれかに**該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 補助決定後に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	2分の1	500万円	建物の主要構造部の改修を含む工事 耐震補強工事を含む
修繕	2分の1	200万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕 ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へ御相談ください。

- ※ 改修における主要構造部とは、建築基準法における主要構造部をさします。
- ※ 外構工事は、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- ※ 補助予定額が200万円を超える工事に対しては、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- ※ 特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- ※ 自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めに御相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ずその着工前に御相談ください。
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年



融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関に御相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

2 融資の内容

種 類	融資利率	融資限度額
新築・購入・増築・改修	各金融機関が定める 所定の金利	1,200 万円
修繕		500 万円

※融資額の単位は、10 万円です。

※公園集会所の場合、購入は除きます。

3 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（次ページ「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

4 融資対象となる会館

横浜市の補助要綱に基づく補助の決定を受ける会館であること

5 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) 横浜市自治会・町内会館整備融資要綱に定めるところによる融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

6 返済期間・返済方法

返済期間は、10 年以内（6 か月の据置期間を含む。）の期間 とします。

- (1) 返済は、元利均等の月割賦償還を原則とします。
- (2) 償還は、借受後 6 か月間据え置き、7 か月目から行います。
- (3) 償還期間の満了前に未償還金の一部または全部を繰り上げて償還することもできます。その場合は金融機関が定める所定の手数料を支払うことになります。

7 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

8 連帯保証人・担保

- (1) 融資を受けようとする自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合はこの限りではありません。
- (2) 物件等の担保は不要です。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会の会館などの不動産は、団体名義での登記ができないため、役員個人名などで登記することになりますが、相続問題など財産上のトラブルになる恐れがあります。

こうした問題を解消し、団体名義での不動産登記が可能となる自治会町内会の法人化（法人格の取得）制度があります。

法人化については、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要になります。

なお、横浜市との協定に基づく民間金融機関の融資を受ける場合は、法人化が必要です。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

◆ 横浜市市民局ホームページでも御案内しています。

横浜市 町内会館

検索

横浜市 市民局 地域活動推進課

Tel 671-2317

自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書の配付について

3 月市連会・区連会定例会におきまして、標記アンケートの調査結果を速報版としてお知らせいたしました。

このたび、調査報告書が完成いたしましたので、自治会町内会長様へ一部ずつ配付をさせていただきます。今後の自治会町内会活動に対する本市施策の資料とさせていただくとともに、自治会町内会の皆様におかれましても今後の活動のご参考にしていただければ幸いです。

なお、調査結果については、3 月 25 日（木）に記者発表をしており、横浜市ホームページでも調査報告書を公開しております。

○横浜市市民局ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>



二次元バーコード

○添付資料

- ・記者発表資料「令和 2 年度 自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査結果について」
- ・令和 2 年度自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書

市民局地域活動推進課

担当：中野、江口

TEL 671-2317 FAX 664-0734

令和2年度 自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査結果について

横浜市では、自治会町内会・地区連合町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会活動に対する本市の施策の資料とするとともに、自治会町内会・地区連合町内会相互に情報共有することを目的に、4年に一度アンケート調査を実施しています。

このたび、調査結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

調査の概要	
調査期間	令和2年9月～10月
調査対象	横浜市内の自治会町内会 2,853 団体、地区連合町内会 253 団体
回答数（率）	単位自治会町内会 2,583 団体（90.5%） 地区連合町内会 243 団体（96.0%）

1 主な調査結果

(1) 自治会町内会長について

- ・年齢・・・70歳代が47.5%（1,228人）、60歳代が22.3%（575人）
50歳代以下は18.2%（469人）
- ・性別・・・男性が85.8%（2,216人）、女性が13.8%（356人）
- ・在職年数・・・5年以下が65.8%（1,698人）、11年以上は15.5%（401人）

(2) 自治会町内会館について

- ・会館がある自治会町内会が59.3%（1,533団体）
- ・会館がある自治会町内会のうち、築40年以上の会館（※）を所有する自治会町内会が26.4%（404団体）
（※築年数からみて旧耐震基準である建物と思われるもの）

(3) 加入に向けての取り組み（新型コロナウイルス感染症拡大以前）

- ・積極的、どちらかというとな積極的に加入を呼びかけていた自治会町内会が67.1%（1,733団体）

(4) コロナ禍における自治会町内会活動について・・・裏面参照

コロナ禍においての活動についてお聞きしました。
コロナ禍の中でも工夫して行った活動や、新しく始めた活動があることがわかりました。

2 今後の対応

調査結果報告書については、全自治会町内会長に配付します。
また、調査結果は関係区局で共有し、引き続き自治会町内会への支援を行っていきます。

調査報告書は、以下のページでご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>

お問合せ先	
市民局地域活動推進課長	賀谷 まゆみ 電話 045-671-2298

【裏面あり】

調査結果のポイント

コロナ禍における自治会町内会活動について【新規】　〔調査報告書 21～25 ページ〕

①新型コロナウイルス感染症拡大以降の活動状況

- ・「お祭り、イベントの開催」については、「今年度は実施できていない」との回答が 84.6% (2,184 件) ありました。
- ・一方、「防火防災活動」は 33.0% (852 件)、高齢者や障害者への「福祉事業」は 29.2% (755 件) で、コロナ禍においても約 3 割の団体に工夫して実施されていることがわかりました。

②コロナ禍において工夫して実施した活動の具体的な内容

2,021 件の回答がありました。(以下抜粋)

- ・回覧板に不安のある方のために、回覧をパスできるようにした。
- ・会議の開催前に LINE 等で打ち合わせをしてから実施。
- ・防災パンフレットを各戸配付し、ホームページでも音声入りで公開した。

③活動において新しく始めたこと

717 件の回答がありました。(以下抜粋)

- ・役員会を完全オンライン化した。
- ・IT 支援をする専門チームを新設した。
- ・マスクや消毒液の配布。

自治会町内会の運営上の課題　〔調査報告書 30 ページ〕

- ・「役員のなり手が少ないこと」を課題とする自治会町内会が 77.9% (2,012 件)、「会員の高齢化」を課題としている自治会町内会が 63.4% (1,638 件) でした。(複数回答)
- 前回調査(平成 28 年度)と比較して大きな変化はありませんでした。

役員のなり手を増やすための工夫　〔調査報告書 31 ページ〕

1,090 件の回答がありました。(以下抜粋)

- ・若手と親睦を深めるために、スポーツ大会等に参加して役員に勧誘した。
- ・毎月発行している会報誌に役員募集広告を掲載している。
- ・役員を多くし、個人の負担を少なくして、無理なく参加できるよう努力している。

行事の参加者を増やすための工夫　〔調査報告書 32 ページ〕

996 件の回答がありました。(以下抜粋)

- ・自治会町内会の防災マニュアルを全戸配付した結果、防災訓練に多くの人に参加してくれた。
- ・勤めている人が参加できる曜日、時間帯を選んで実施している。
- ・近隣高校(ダンス部や吹奏楽部など)の協力を得て、従来と趣向を変えたイベントを実施することで見学者が多くなり好評である。
- ・子ども会に協力してもらうことで、保護者の参加もあり、新旧住民の交流が図れている。

鶴地振第 1659 号
令和 3 年 4 月 1 日

各 位

鶴見区地域振興課資源化推進担当課長

「鶴見クリーンキャンペーン 2021」の実施について（依頼）

日頃から、鶴見区政ならびにヨコハマ 3 R 夢の活動に多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、区内各団体のパートナーシップによる「きれいな街つるみ」を目指して、次の期間を重点として区内自治会町内会、企業、学校、各種団体等にごみ袋や軍手等をお配りして、皆様の自主的な清掃活動の契機としていただく「鶴見クリーンキャンペーン」を実施いたします。

貴団体におかれましても、この機会に地域での清掃活動を実施していただきたく、御協力よろしくお願いいたします。

また、プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題になっていることから、本市でも、プラスチックごみを含めた清掃活動を推進しています。清掃の際には御協力をお願いいたします。

1 実施期間及び配布日 （1 団体あたり各 1 回配布します）

別紙「申込書」をご記入の上、FAX 又は郵送にてご提出ください。

	第 1 回	第 2 回
清掃実施期間	6 月 1 日(火)から 7 月 31 日(土)まで	10 月 1 日(金)から 11 月 30 日(火)まで
物品配布日 (各回 3 日間の内いずれかの日を選んでください)	5 月 27 日(木) 5 月 31 日(月) 6 月 1 日(火)	9 月 30 日(木) 10 月 1 日(金) 10 月 4 日(月)

2 物品配布の対象となる清掃

区内で行う地域清掃活動

(ただし、公園・敷地内のみの清掃活動は対象外です。)

3 配布物品について

ごみ袋・軍手…返却不要です

※希望数量が多い場合はお渡しできない場合があります

※清掃道具は、各団体でご用意ください。

※今年度は、火ばさみやたすき等の貸出は行いません。

裏面あり

4 申込と受取りについて

(1) 申込期限

ア 第1回 5月24日(月)

イ 第2回 9月27日(月)

(2) 申込先

【FAX】510-1892

【郵送】〒230-0051

鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛

(3) 受取り

鶴見区役所5階2番窓口までお越しください。

※ 申込書に記入した希望日にお越しください。

受取日決定の連絡はいたしません。

5 クリーンキャンペーンによるごみの収集について

「クリーンキャンペーンのごみ」であることを表示して、家庭ごみの集積場所に出してください。10袋以上の場合には、資源循環局鶴見事務所(電話：502-5383)まで御連絡ください。

6 活動報告書について

活動後は、活動の様子を写真を貼付した「活動報告書」をご提出ください。

担当：鶴見区地域振興課
資源化推進担当
藤本、福田
電話：045-510-1689

第1回 鶴見クリーンキャンペーン2021 申込書

◎実施期間 : 6月1日(火)から7月31日(土)まで
 ◎配布日 : 5月27日(木)、31日(月)、6月1日(火)のいずれか
 ◎申込締切日 : 5月24日(月)

■ 太枠内をご記入の上、FAXか郵送でお申込みください ■

1	団 体 名	
	(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)	
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒	

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	5月27日(木) 31日(月) 6月1日(火)	午前・午後
---	--	-------------------------------	-------

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回	
		日 時	清掃日 月 日 ()	
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
		場所		
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人		

【申込書送付先】

鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX : 045-510-1892
 郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

【担当】資源化推進担当 藤本、福田
 電話 : 045-510-1689

第2回 鶴見クリーンキャンペーン2021 申込書

◎実施期間 : 10月1日(金)から11月30日(火) まで
 ◎配布日 : 9月30日(木)、10月1日(金)、4日(月)のいずれか
 ◎申込締切日: 9月27日(月)

■ 太枠内をご記入の上、FAXか郵送でお申込みください ■

1	団 体 名	
	(自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)	
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒	

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	9月30日(木) 10月1日(金) 4日(月)	午前・午後
---	--	-------------------------------	-------

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回	
		日 時	清掃日 月 日 ()	
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
		場所		
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人		

【申込書送付先】

鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX: 045-510-1892
 郵送: 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

【担当】資源化推進担当 藤本、福田
 電話: 045-510-1689

「鶴見クリーンキャンペーン2021」 活動報告書

団体名	
1 日時	令和 年 月 日 () : ~ :
2 場所	
3 参加人数	人
4 コメント・PR・感想等	
5 活動写真	(写真にコメントを添えて下さい)

【区役所に掲示する場合がありますので、写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。】

令和3年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和3年5月1日（土）～5月31日（月）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の損害賠償責任保険等加入と点検整備の促進



◆◆令和2年中の自転車関連事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,398	48	8,468	1,587	2	1,461
前 年	8,398	50	9,699	1,662	4	1,582
前 年 比	-1000	-2	-1,231	-75	-2	-121
構 成 率				21.5%	4.2%	17.3%
神奈川県内	20,630	140	23,876	5,027	12	4,844
前 年	23,294	132	27,392	5,433	13	5,301
前 年 比	-2,664	8	-3,516	-406	-1	-457
構 成 率				24.4%	8.6%	20.3%

◆◆令和2年中の自転車関連事故年齢層別死傷者数内訳◆◆

15歳以下 12.6%	16～19歳 8.9%	20～29歳 11.9%	30～39歳 15.8%	40～49歳 17.4%	50～59歳 14.6%	60～64歳 4.0%	65歳以上 14.8%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

自転車安全利用五則

（平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定）

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
（二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認）
5. 子ども（13歳未満）はヘルメットを着用



悪質自転車運転者に安全講習の義務化

道路交通法施行令の一部改正（令和2年6月30日施行）

○信号無視、酒酔い運転など15項目の違反を「危険行為」と定め、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、安全講習を受けることになります。



各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。

横浜市・区

1. 各区で自転車の関係する交通事故実態に即した交通安全運動を関係機関・団体と連携を図りながら推進します。
(神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定)
また、自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発や、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各区において交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
3. 新中学生・新高校生を中心に、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける啓発チラシを配布するほか、自転車交通安全教室を実施します。

警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。
3. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

地域・家庭

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。
2. 自転車利用時のルールとマナーの大切さについての意識を高めましょう。
3. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
4. 自転車の事故に備え、損害賠償責任保険等に参加しましょう。

教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

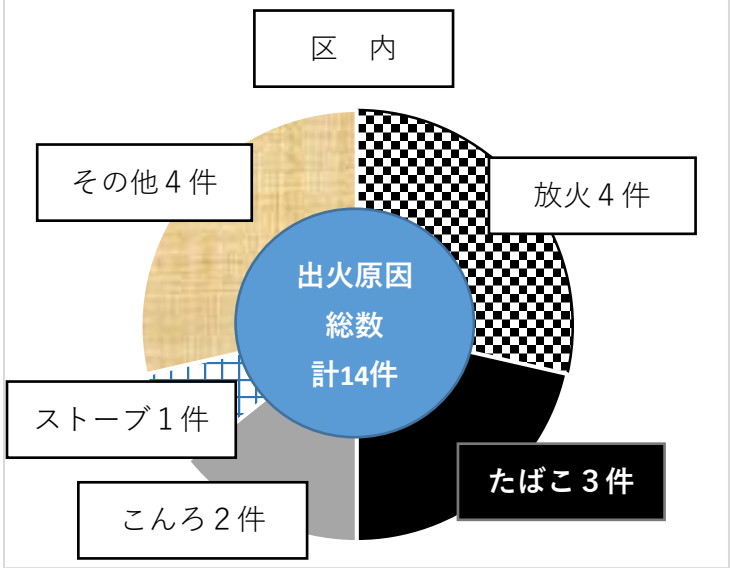
1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話(671)2323

(令和3年3月31日現在・昨年同期比較)

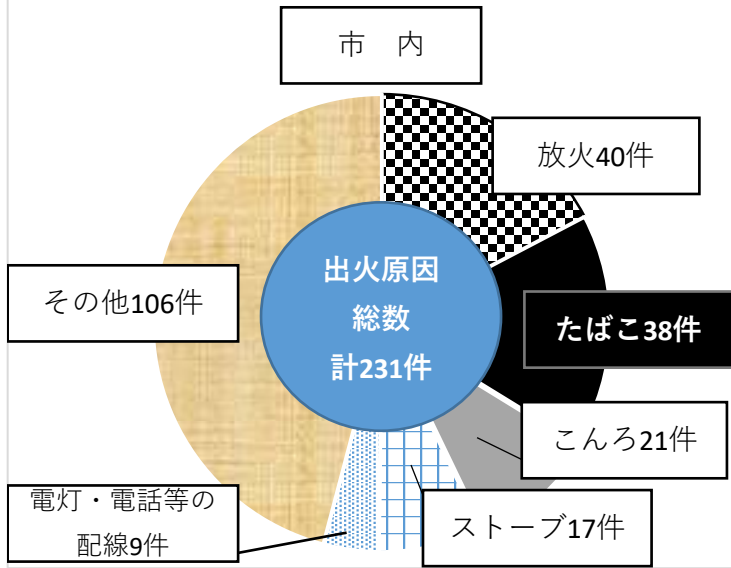
◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別 区分		R3年	R2年	増△減
火災件数		14	20	△6
火災 種類	建物	9	14	△5
	林野	0	0	0
	車両	3	3	0
	船舶	0	0	0
	その他	2	3	△1
損害 程度	焼損面積(㎡)	1,551	75	1,476
	死者	0	0	0
	負傷者	1	5	△4
主な 火災 原因	放火(疑い含む)	4	2	2
	たばこ	3	5	△2
	こんろ	2	2	0
	ストーブ	1	0	1
	電灯・電話等の配線	0	0	0
その他	その他	4	11	△7
救急件数		3,421	3,718	△297
救急 種類	急病	2,349	2,594	△245
	交通事故	159	190	△31
	一般負傷	582	637	△55
	その他	331	297	34



◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別 区分		R3年	R2年	増△減
火災件数		231	209	22
火災 種類	建物	157	128	29
	林野	0	0	0
	車両	12	17	△5
	船舶	1	0	1
	その他	61	64	△3
損害 程度	焼損面積(㎡)	5,636	1,766	3,870
	死者	11	6	5
	負傷者	40	27	13
主な 火災 原因	放火(疑い含む)	40	55	△15
	たばこ	38	25	13
	こんろ	21	20	1
	ストーブ	17	11	6
	電灯・電話等の配線	9	6	3
その他	その他	106	92	14
救急件数		46,607	51,101	△4,494
救急 種類	急病	31,835	35,104	△3,269
	交通事故	2,064	2,264	△200
	一般負傷	8,574	9,456	△882
	その他	4,134	4,277	△143



消したはず 決めつけしないで たばこの火

～鶴見区の安全安心を守ります～ 鶴見消防署・鶴見消防団・鶴見火災予防協会



引き続き、たばこによる出火防止にご協力をお願いします。

住宅火災の出火原因 1 位は、コンロによるものです。 コンロ火災対策をしましょう

Point

火を点けたらその場を離れないようにしましょう。



- ・ 食用油は、約 370°C ～ 380°C になると自然発火します。
(油の量や火の強さにより、発火までの時間は変わります。)
- ・ 発火した炎が周囲にあるものに燃え移ると大きな被害に繋がります。

Point

コンロ周りやグリル内はこまめに清掃しましょう。



グリル内で出火



グリルを開け、酸素が流入したことで火災が拡大

- ・ グリル内に、魚等を焼いた際のたまった油に火がつき、火災になることがあります。

Point

コンロ火災対策

- ☐ 調理中はその場を離れないようにする
- ☐ 袖口をまくるなど、衣服が火に付かないように注意する
- ☐ コンロ周りは整理整頓され、燃えやすい物を置かない
- ☐ グリル内はこまめにお手入れし、油かすなどをためない
- ☐ ガスホースが劣化したものは、交換する
- ☐ 安全センターの付いたS i センサー付コンロを使用する

1 罪種別認知状況

年 別	罪種別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和3年 3月末		1	1	1	0	4	4	0	0	17	41	86	13	6	5	0	23	202
令和2年 3月末		1	1	1	0	10	6	2	0	24	90	85	20	4	5	0	40	289
前年比		0	0	0	0	-6	-2	-2	0	-7	-49	+1	-7	+2	0	0	-17	-87



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺

年 別	手口別	侵 入 盗					乗り物盗				非侵入盗							合 計	
		空 き 巣	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他		小 計
令和3年 3月末		2	3	3	0	9	17	3	4	34	41	15	1	0	22	15	33	86	144
令和2年 3月末		1	5	1	3	14	24	0	14	76	90	7	1	0	33	7	37	85	199
前年比		+1	-2	+2	-3	-5	-7	+3	-10	-42	-49	+8	0	0	-11	+8	-4	+1	-55

特
殊
詐
欺
(旧振り込み詐欺)

6
18
-12

特殊詐欺被害総額 249万9000円

キャッシュカード詐欺盗被害…0人 0円

警察官や銀行協会職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、キャッシュカード等を窃取する窃盗です。

デパート店員を騙る者から、「あなたのキャッシュカードを使っている人がいる。」等と電話があった後、財務局員を騙る者から「銀行から情報が漏れている。係員が取りに行くからカードをまとめて封筒に入れておいてください。」等と言われた。後刻係員を騙る犯人が被害者宅に

オレオレ詐欺被害…0人 0円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は借金の返済等を名目として金銭等をだまし取る詐欺です。

息子を装った犯人から「契約先に送る書類の住所を間違えた。送金カードと一緒に送ってしまい、契約先に払うお金を払えない。お金を用意して上司に渡してほしい。」等と電話があり、自宅に来た息子の上司を名乗る男にお金を渡す事件が発生しました。

預貯金詐欺被害…5人 501,000円

警察官や銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

区役所を装った者から電話があった後、銀行員を装った者から「古いキャッシュカードだと手続きができないので、新しいキャッシュカードを作成して1週間後に送ります。古いカードは近くにいる行員が取りに行きます。」と電話があり、自宅に来た行員を装った男にキャッシュカー

還付金詐欺被害…0人 0円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分を返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

区役所を装った者から電話があり、銀行から還付金を振り込むことを説明されて、ATMに誘導された後、電話で銀行職員を装った者に言われるままにATMを操作し、犯人の口座にお金を振り込んでしまう事件が発生しました。

架空請求詐欺…1人 1,998,000円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

携帯電話会社を名乗る犯人から携帯電話に、インターネットサイトの未納料金が発生している内容のメッセージが送られてきて、指定され

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和3年 3月末	令和2年 3月末	前年比	令和3年 3月末	令和2年 3月末	前年比	令和3年 3月末	令和2年 3月末	前年比	令和3年 3月末	令和2年 3月末	前年比
総 数	144	199	-55	1	1	0	2	1	+1	34	76	-42
朝 日 町	1	5	-4			0			0	1	2	-1
安 善 町			0			0			0			0
市 場 上 町			0			0			0			0
市 場 下 町	2	1	+1			0			0	1	1	0
市 場 西 中 町		2	-2			0			0		1	-1
市 場 東 中 町	3	1	+2			0			0	1	1	0
市 場 富 士 見 町		1	-1			0			0		1	-1
市 場 大 和 町	1	2	-1	1		+1			0		1	-1
潮 田 町	2	7	-5			0			0	2	4	-2
江 分 崎 町	1	3	-2			0			0			0
小 野 町	1	1	0			0			0			0
梶 山 町			0			0			0			0
上 末 吉 町	3	8	-5			0			0	1	2	-1
上 の 宮 町	1	1	0			0			0			0
寛 政 町	1		+1			0			0			0
岸 谷 町	4	5	-1			0			0		3	-3
北 寺 尾 町	4	5	-1			0			0		4	-4
駒 岡 町	6	17	-11			0			0	2	2	0
栄 町 通		1	-1			0			0		1	-1
汐 入 町		1	-1			0			0			0
獅子ヶ谷 町	2	1	+1			0			0			0
下 野 谷 町	3	1	+2			0			0	1		+1
尻 手 町	4	6	-2			0			0		4	-4
下 末 吉 町	12	5	+7			0			0	2	1	+1
末 広 町			0			0			0			0
菅 沢 町		1	-1		1	-1			0			0
諏 訪 坂 町	1	2	-1			0			0		1	-1
大 黒 町	2		+2			0			0			0
大 黒 ふ 頭 町	2		+2			0			0			0
大 東 町		4	-4			0			0		2	-2
佃 野 町	1	5	-4			0			0			0
鶴 見 町			0			0			0			0
鶴 見 中 央 町	27	36	-9			0			0	9	14	-5
寺 谷 町		1	-1			0			0			0
豊 岡 町	15	13	+2			0			0	1	3	-2
仲 通 町	1	4	-3			0			0	1	3	-2
生 麦 町	7	15	-8			0			0	1	4	-3
浜 町			0			0			0			0
馬 場 町	11	7	+4			0	1		+1	4	2	+2
東 寺 尾 町	5	4	+1			0			0	2	1	+1
東 寺 尾 北 台 町	1	1	0			0			0	1		+1
東 寺 尾 中 台 町	2	1	+1			0			0	2	1	+1
東 寺 尾 東 台 町	2	1	+1			0			0	1	1	0
平 安 町	4	4	0			0			0	1	3	-2
弁 天 町			0			0			0			0
本 町 通	2	2	0			0		1	-1		1	-1
三ッ池公園			0			0			0			0
向 井 町	2	7	-5			0			0		3	-3
元 宮 町	4	6	-2			0	1		+1		5	-5
矢 向 町	4	11	-7			0			0		4	-4

数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和3年4月
鶴見警察署 交通課

3月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
3年	117	0	9	118	127
2年	135	2	8	143	151
増減数	-18	-1	1	-25	-24
増減率	-13.3%	-100.0%	12.5%	-17.5%	-15.9%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
3年	5,202	29	5,953
2年	5,335	50	6,223
増減数	-133	-21	-270

管内発生状況 (3月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
3年	35	0	5	31	36
2年	45	1	2	47	49
増減数	-10	-1	3	-16	-13

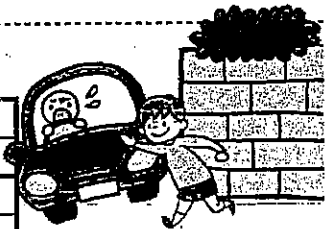
春の全国交通安全運動スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
新入学児童・園児を交通事故から守ろう

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他	一般市道	その他
3年	11	12	3	4	3	4	12	66	2
2年	18	18	0	8	6	4	20	60	1



曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
3年	12	10	14	24	19	25	13
2年	6	21	28	16	22	25	17

～春の全国交通安全運動安全～
4月6日(火)～4月15日(木)
一人ひとりが交通ルールを守り
交通マナーを向上させ
交通事故から命を守りましょう!

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
3年	1	0	5	11	18	14	10	14	15	12	12	5
2年	3	2	6	18	12	15	12	15	16	23	7	6

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	矢向	下末吉	駒岡	尻手	北寺尾	生麦
3年	15	15	8	7	6	4	4
2年	13	10	11	22	4	5	10

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
3年	7	2	23	12	22	27	11	13	0
2年	8	0	37	19	27	22	9	13	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
3年	6	40	36	37
2年	6	41	52	36

4月7日(一部6日)に小学校では新学期が始まり、多くの新入学児童が一人で道路を歩き始めました。大人の方が見本となる交通ルールとマナーを見せて、安全で安心な鶴見区を作りましょう!

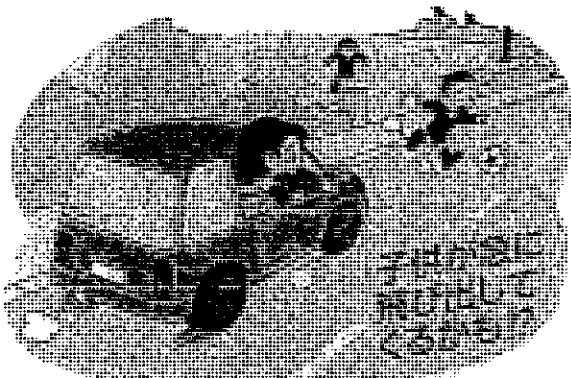


大切なのは 「もしかしたら。。。」 と思うクセ!

ドライバーのみなさん

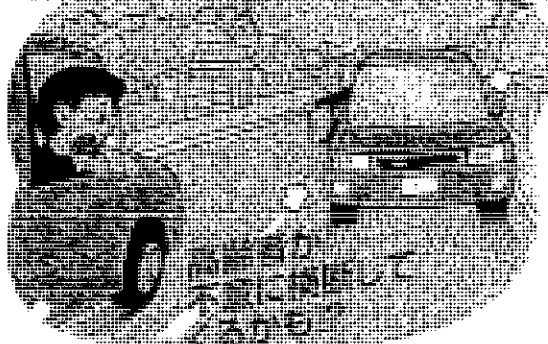
学校や公園が近くにあるときは

徐行運転し、駐車車両や植え込みの陰などの死角に注意の目を向けましょう。



商店街や病院などの近くを通るときは

道路脇にいる歩行者の動きや、対向車の車線に侵入し、急ブレーキを踏む可能性があります。



全席着用!
シートベルト
子供には
チャイルドシートを!



根絶!
飲酒運転
「一杯だけ」でも
「すぐそこまで」でも
飲んだら乗らない!



歩行者のみなさん

保護者のみなさん

お子さんに安全な横断方法等を
実地で具体的に教えましょう。

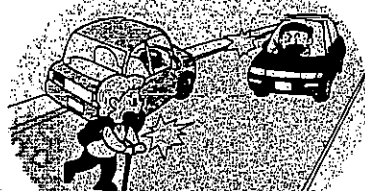
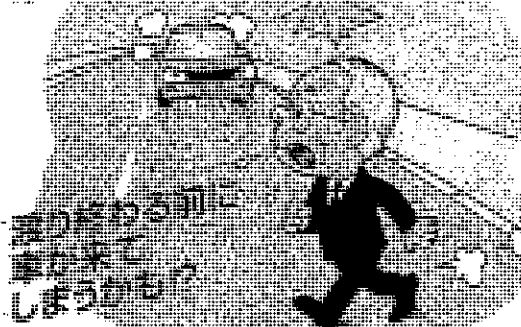
注意のポイント

- ・横断前に必ず安全確認をする
- ・道路に飛び出さない
- ・停車中の車の近くで横断しない
- ・青信号で横断中でも
右左折車に注意する
- ・路地や駐車場から出てくる
車に注意する など



近づいてくる車がいるときは

「遠くにいる」と思っても、
車の流れが完全に途切れるのを
待ってから横断しましょう。



通り過ぎた車の直後や
駐車中の車の近くからの
横断はやめましょう。

夜は反射材や LEDライトを着用!

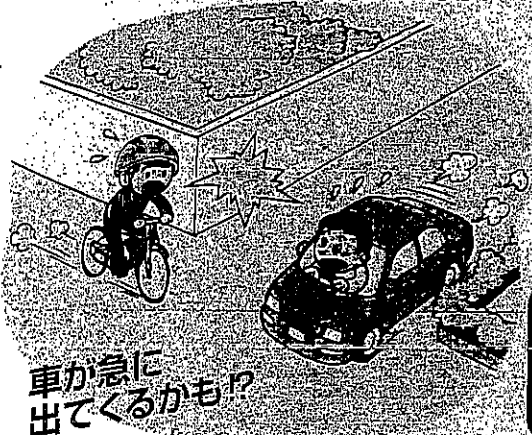
白などの
明るい色の服装も
効果的です。



自転車利用者のみなさん

路地や駐車場の前を通るときは

いったん止まって安全を確認しましょう。

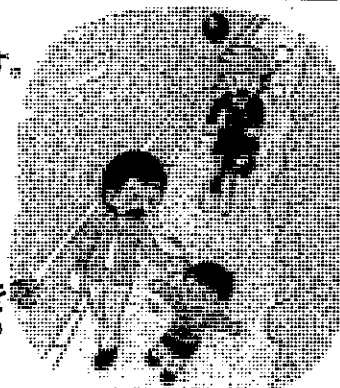


歩道は歩行者優先です。

歩行者がいるときは

通行を妨げないよう
一時停止しましょう。

歩行者が
思わぬ動き
するかも!?



万が一の
事故に
備えよう

ヘルメットを着用していますか?
自転車利用中に事故に遭い死亡した人の約6割が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットの着用を忘れずに!

自転車保険に加入していますか?
自転車は車の仲間。加害事故を起こして人を死傷させると高額な賠償金の支払いを命じられることもあります。

鶴見区自治連合会 4 月定例会単独議題 次第

日時 令和 3 年 4 月 19 日（月）
関係議題終了後
会場 鶴見区役所 8 号会議室

1 . 開会

2 . 鶴見区自治連合会関係単独議題

（1）令和 3 年度三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催中止について

◎説明者 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会 渡邊 委員長 **単独資料No. 1**

3 . 閉会

令和3年4月19日

自治会・町内会 会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 渡邊 武

令和3年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの開催中止について（通知）

陽春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から「三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル」の開催にあたり御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止を決定しました。誠に残念ではございますが、皆様の健康と安全を最優先した上での判断といたしました。

また、既に御入金いただいた協賛金につきましては、引き続き 令和4年度への繰越という方式でお願いしたいと考えております。

何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

担当
鶴見区役所地域振興課区民活動支援係
塩田、平松
電話 045-510-1692
FAX 045-510-1892